

# 平成21年第4回三笠市議会定例会

平成21年12月14日(第1日目)

## 議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
  - 7番 儀 惣 淳 一 氏
  - 12番 熊 谷 進 氏
- 3 会期の決定
  - 平成21年12月14日 8日間
  - 平成21年12月21日
- 4 諸般報告
  - (1) 議会事務報告
  - (2) 教育委員会審議事項報告
  - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

## 議事日程

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                      |
| 日程第 2 | 会期の決定について                           |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第 4 | 一般質問                                |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について(監報第4号)                 |
| 日程第 6 | 報告第19号及び報告第20号について                  |
| 日程第 7 | 報告第21号 総合常任委員会行政視察報告について            |
| 日程第 8 | 報告第22号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について        |
| 日程第 9 | 認定第1号から認定第9号までについて(委報第4号)           |
| 日程第10 | 議案第77号から議案第81号について                  |
| 日程第11 | 議案第82号から議案第84号について                  |
| 日程第12 | 議案第85号及び議案第86号について                  |
| 日程第13 | 議案第87号 指定管理者の指定について                 |
| 日程第14 | 議案第88号から議案第94号までについて                |
| 日程第15 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について              |

日程第16 意見書案第11号 幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書

出席議員(11名)

議長	5番	高橋	守氏	副議長	1番	丸山	修一氏
	2番	岩崎	龍子氏		3番	佐藤	孝治氏
	4番	齊藤	且氏		6番	武田	悌一氏
	7番	儀惣	淳一氏		8番	猿田	重夫氏
	9番	谷津	邦夫氏		11番	扇谷	知巳氏
	12番	熊谷	進氏				

欠席議員(1名)

10番 藤浪成憲氏

説明員

市長兼 総務部長 総務課長 財務課長	小林和男氏 森原裕氏 右田敏氏	副市長 総務課主幹・ 選管事務局長 企画経済部長兼 商工観光課長	西城賢策氏 清水光一氏 北山一幸氏
企画振興課長 環境福祉部長 福祉事務所長 建設部長 建設課長 教育委員長 教育次長 学校教育課主幹 博物館長 病院管理課長 消防長 生安全センター長 監査委員事務局長	金子満氏 澤上弘一氏 阿部弘之氏 中沢敏男氏 三宅博文氏 大野政行氏 黒田憲治氏 梅津吉昭氏 栗山俊彰氏 磯瀬孝氏 長谷川浩二氏 阿部英雄氏 鈴木信之氏	農林課長 市民生活課長 保健福祉課長 建設管理課長 水道課長 教育長 学校教育課長 社会教育課長 病院事務局長 病院管理課主幹 消防署長兼 総務予防課長 監査委員	小田弘幸氏 須河恵介氏 永田徹氏 松浦基晴氏 高嶋善男氏 富樫繁樹氏 米田廣文氏 田中哲也氏 松本哲宜氏 中村正法氏 辻道元信氏 宇野政美氏

出席事務局職員

議会事務局長 星野直義氏 総務係長 豊口哲也氏

開会 午前10時26分

### 開 会 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、平成21年第4回定例会を開会いたします。

### 開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。  
会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、7番儀惣議員及び12番熊谷議員を指名いたします。

### 日程第2 会 期 の 決 定

議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。  
今定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。  
会期は、8日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。  
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでございますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号市長の行動報告についてでございますが、2件でございます。

まず、12月9日、石狩川水系幾春別川総合開発事業の建設促進について北海道知事のほうから招集がございまして行ってまいりました。中身につきましては、一つは現在国土交通省が全国の直轄ダム並びに間接ダムについて一定の見解が出されました。それにつきまして、北海道としてそれぞれの直轄、間接ダムについてそれぞれの地元の意向を国に反映したいと、そういう趣旨でこの日行われたところでございます。

私どもは二つに分かれまして、まず前半のほうは間接ダムの関係、それからその後直轄ダム関係ということで、今回対象になりましたダムにつきましては、サンルダム、夕張シューパロダム、幾春別川総合開発事業、それから平取ダム、この四つについての意見聴取がなされました。

私のほうから従来議会等で報告しておりますように、新桂沢ダム並びに三笠ぼんべつダムについては、今日までの経過並びにこの幾春別川総合開発事業を進めることによって恩恵を受ける点が多岐にわたってあるということ強く強調いたしました。そしてまた、その事の重要性等についても申し入れたところでございます。それらの意見に基づいて、今後北海道としてダム問題については地元の意向を十分尊重した上で、国土交通省に反映していきたいと、こういう最終的なまとめが行われたところであります。

翌日の12月10日には、国土交通大臣にこの幾春別川総合開発事業の建設促進に関する要望をいたしました。今回は、地元選出議員であります小平代議士のお力をいただきまして、私と市議会議長と2名、直接前原国土交通大臣にお会いいたして要望いたしましたところでございます。

要望の内容につきましては、今日までこの桂沢ダムが建設されて、そしてまた、今後の新しい幾春別川総合開発事業としてその必要性、そしてこの桂沢ダムが完成した昭和32年以降に起きたいろいろな問題点をお話しして、ぜひこの幾春別川総合開発事業については当初どおり進めていただきたいと、こういうふうに前原国土交通大臣に申し上げたところであります。あわせて、小平先生のほうから、そしてまた高橋議長のほうからも補足意見等もしていただきまして、要請いたしましたところでございます。

国土交通大臣のほうからは、政権交代で河川整備を根本的に見直す基準づくりを現在進

めています。ダムがだめだとは言っていないと。つくると、改修、新たなかさ上げなどが必要なこともあり、どうやって河川整備をやっていくか、基準をつくって検証させていただきたいと。治水や利水に責任を持つ市町村の立場も十分わかっているつもりだと。少しワントポ入れるかもしれないが、相談しながら、納得していただけるように進めていくので、安心していただきたいと、前原国土交通大臣のほうからコメントをいただいたところです。さらに、私のほうからも具体的な今日までの経過等も説明いたしまして、大臣の理解を得るように努めてきたところでございます。

以上が、市長行動報告、報告第1号についてであります。

報告第2号、市工事についてでございますが、そこに記載されておりますように、博物館の増築及び改修工事について、並びに博物館の改修、増築にかかわる電気設備工事について、2件そこに記載したとおりでございます。

なお、北海道並びに国の工事については、別途資料配付しておりますので、御参照いただきたいと思いますと思っております。

以上、行政報告をさせていただきました。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号企画経済部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、次に、報告第2号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みといたします。

#### 日程第4 一般質問

議長（高橋 守氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、丸山議員ほか3名からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可いたします。

1番丸山議員、登壇質問願います。

（1番丸山修一氏 登壇）

1番（丸山修一氏） おはようございます。

2009年度第4回定例会において、さきに通告したとおり質問いたしますので、よろしく願いいたします。

さて、この時期、皆さん方は市民生活向上のために、予算編成などで忙しいと思います。ぜひ、私どもの意見も参考にしてくだされば、幸いです。

最初の質問は、リフォーム助成金制度の見直しについてであります。

この制度の見直しの主な内容は、対象事業の範囲の拡大と助成金の複数回受給でありま

す。

ことしの8月、政権が自民党から民主党にかわりました。民主党の政治理念は「コンクリートから人へ」と税金の使い方を根本から見直そうとしております。このため、本市を含め、全国の自治体は、公共事業が減るものと予想していると思います。また、本市は財政健全化のためにも、みずから公共事業を減らしてきております。最低これから4年間は、公共事業はまだまだ減るものと覚悟すべきものと思います。加えて、国予算の縮小で、北海道新幹線や道の建設事業についても、予算措置の見込みが薄く、政府と党の意見調整がこれから行われ、需要と効果の検証がなされてから、方向性を導き出すような情勢であります。

そのようなことになれば、人口がますます減少していく中では、これから事業の厳しさをうかがい知ることができます。また、本市の財政的検知から見れば、高齢者の増加や誘致企業の衰退、法人事業の廃業等で税収も減少の一途であります。国や道も財政悪化のために、交付税や一般財源の補助率なども減少していく方向性であります。このような情勢下では、本市の公共事業の縮小もやむを得ないものと思います。

しかし、これでは市内の土木建設事業者の方々も大変な時期になってきたと感じていると思います。その意味でも、公共事業にかわる経済活性化策を考えても、なかなか思いつくものではないと思います。しかし、本市が今年4月から施行したリフォーム補助金の制度は公共事業の金額に及ばないが、その一翼を担うものだと思います。

ことしの9月に補正予算をしようとするほどの人気があったように、行政からも報告がありました。予算額が800万円であれば、工事の規模は10倍の8,000万円に達します。この8,000万円という金額は、市民の方々が最初に用意をする金額であります。行政はこの10分の1、800万円を用意するだけでいいわけでありますから、財政的な大きな負担にならないものと思います。

このように市民から喜ばれ、土木建設業者の経営の支援にもなり、本市の経済にも影響を与える事業はほかにはなかなかないものと思います。このため、リフォーム補助金制度を大きく見直してはいかがかと思えます。

具体的には、新築家屋、補助対象工事の拡充、そして補助金の複数回受給などを加えたらと思えます。

例えば、現行制度は住宅の改修しか対象になりませんが、従前行ってた新築家屋にも補助制度を導入してもいいのではないかと。新築家屋も今では年に10件余りと聞いております。その意味では、市には大きな財政負担となりませんが、建築されたら、その家から固定資産税や市民税などが納入されます。また、住宅を建設する方ほとんどが30代、40代の方で、資力も余りございません。本市がお祝いを含めた意味を込めて、改めて創設してはと考えます。無論、予算は別途に考え、新築定住奨励金というような名称に変えてもいいのではないかとと思えます。答弁をよろしく願います。

次に、お話ししたいのは、助成金が受け取れる対象工事の幅を広げてはということであ

ります。

今までは住宅の改修、改善工事が対象でありましたが、これを自宅の土塀の建設、住環境の整備、例えばインターロッキングやアスファルト舗装などの建設などにも広げてもいいのではないかと考えますが、答弁をよろしく願いいたします。

さらに、加えていただきたいのは、太陽光発電やそのほか環境に優しいエコ発電施設の整備事業についても、助成金の幅を広げていいのではないかと思います。特に、太陽光発電については、国も力を入れてきた制度ですが、残念ながら本市の場合、このエコ発電事業についてはほかの団体からの助成を受けたときには、市の助成が受け取れない、重複制限がかかっております。他市の場合は、ほとんどが重複制限がありません。私もなぜ三笠では太陽光発電の建設件数が少ないなとずっと思っていました、助成金に制限があるとはわかりませんでした。ほかの自治体の詳細はわかりませんが、多分助成金の重複受給制限はないと思います。財政的な問題もあると思いますが、東京都内の自治体では、国と自治体3者から約100万円ほどの金額に達するところもあります。残念ながら、私の知る範囲では、近隣自治体では長沼、岩見沢市しかありませんが、自治体がこの事業に目を向けるべきだと私は思います。やはり財政問題があります。北海道においても、環境税導入よりCO<sub>2</sub>の減少施策として私は目を向けるべきだと思います。

また、国の助成制度も今回の事業仕分けで発言された電気の全額買い取り制度の導入により、助成金が削減されるような情勢でもありますが、このエコ施設は全世界的に力点を置き、普及が進んでいるようであります。本市には、太陽光発電に力を注いでいる京セラも進出し、オリジン電気でも製造していると聞いております。これからの地球の将来を考える上では、必要な制度と考えます。本市も環境を考える面で、重複制限を撤廃し、エコ発電にも力を注ぐべきだと考えます。この制度も予算を別途に考え、エコ発電の普及を目指してもいいのではないかと思います。答弁をよろしく願いいたします。

次に、助成金の複数回受給についてを質問します。

例えば昨年に住宅改善工事をし、助成金を受け、本年度はアスファルト舗装で住環境整備をする方も出てくると思います。このように、対象事業に入る方は、予算の範囲以内なら助成をしてもいいのではないかと考えます。ただし、助成金の基本的な受給は1回目の市民を優先とするが、2回目以降はその補助金が当該年度の予算に余裕があるときに支給する複数回受給も認め、補助金制度の予算範囲と考えてはいかがだと思います。要は複数回受給者は常に初回受給者の後とし、予算に余裕のあるときに支給することを前提に考えてもいいのではないかとともに思います。このことは技術的な問題だと思います。答弁をよろしく願いいたします。

公共事業が減少していく中でこの制度を拡充していくことが望ましいと思いますので、よろしく御配慮ください。

2点目の質問は、エレベーター建設による職場環境の見直しと公共施設の階段の両側に手すりの設置についての要請であります。

明年1月末にエレベーター工事が中央玄関の隣に竣工すると聞いております。私はこのことによって、役所の職場環境を見直してもいいのではないかと思います。というのは、選挙や税の申告業務には、多目的ホールと福祉センターの2階を利用しております。税の申告業務時については、高齢者の方や障害者の方が申告に福祉センターを訪れます。私の職場もその3階にありますから、階段を上る姿に胸を打たれます。私も障害者でありますから、なお理解ができます。また、選挙業務は投票が1階、業務が2階に分けて利用しているようではありますが、業務に大きな支障はないと思いますが、何かあったときはやはり同じフロアにあればというような気もします。私がさきに質問したときには、1階フロアで業務を行うというような前向きの答弁もいただきましたが、税の申告時が冬期であるため、寒さの関係上、福祉センターで業務を行いたいという話もあり、やむを得ないと思いましたが。加えて、高齢者、身体障害者の方々のためにも、市民会館を利用しているとお聞きをしておりますけれども、広報に出先場所を記載していても、日中訪れる方も多いと思います。このため、エレベーター竣工の後は、企画部門が占めているフロアを多目的ホールに利用してもいいのではないかと思います。市民が利用しやすい場所を提供していくのが市民参加のまちづくりになると思いますので、よろしく御配慮くださるよう、答弁をお願いいたします。

また、本市の公共施設の階段の両側に手すりを設置してほしいとの要望です。不特定の市民が利用する市役所を除いた市民会館、公民館、病院などの施設の階段には、両側についておりますけれども、市役所には片側についていたり、両側についております。これをすべて両側に設置してほしいとの要望であります。

私は左側が不自由でありますので、上り下りは右側で手すりをつかみますが、これが片側でしたら、壁に手をつけて上り下りを行います。私も健常の身るときには、手すりの必要性を感じませんでしたが、障害者になってこの必要性を感じるようになりました。市役所の手すりの設置には、特段の御配慮をお願いいたします。

また、市民センターには障害者、高齢者用のいすをつけるべきではないかと思います。特に、葬儀に参列したときに、つくづくそのようなことを感じます。利用者は靴を脱ぐ動作、履く動作が健常者より時間がかかります。特に、いすの設置については前述と同じく特段の御配慮をお願いいたしたいと思っております。

ついでにもう一つ言わせていただければ、靴べらも長いほうが利用しやすいのであります。靴べらも30センチメートルより長い1メートルほどの靴べらがあります。これを靴の履きかえる施設にぜひ置いていただきたいと思います。このような配慮がバリアフリーにつながるものと思っております。

3点目の質問は、三笠市も事業仕分けを行ったらと思っております。

鳩山政権が9月16日に発足しました。この時点での支持率は、朝日新聞でありますけれども71%と高率でありました。また、それを後押ししたのが、前原国交大臣の八ッ場ダム建設中止から始まったダム事業の見直しで、三笠もこの桂沢ぼんべつダムに影響を与



えるかも知れません。しかし、そこから下り坂、首相の虚偽献金、普天間問題でマニフェストの見直し、日本郵政人事院総裁官僚の起用、小沢幹事長の献金問題がマスコミに取り上げられ、12月7日読売新聞では59%まで低下しました。それでも支持率は過半数を超えております。

これらの悪い材料を打ち消し、下支えをしたのが、11月11日から始まった事業仕分けの事業の見直しです。国民は無駄遣いの洗い出しを強く望んでおり、この作業がスタートしました。また、この業務を公開をしました。マスコミでは、ネット中継で200万人、会場に足を運んだ人が9万人、多くの国民が関心を示したようでありました。また、ニュースなどでも大きく取り上げられ、国民もこの事業に触発され、重複しますが、この作業を見守るため、朝早くから並んだとありました。とにかく多くの国民からも好感を得たようでもあります。さらに、自民党の谷川議員から、皆、勝手に言いたいことを言っている。これはおもしろいわな、新鮮に映る、非常に嫉妬していると褒めちぎり、何で自民党のときにせんだかと残念がっておりました。また、会場に見学に来ていた自民党の河野衆議院議員から、うらやましい、おれにやらせろという気持ちだとまで言わしたようでもあります。前政権を支持してきた方々には、きっと残念がっていると思います。

さて、なぜこのことが多くの国民から支持されたのかと考えると、このような予算のあり方の公開、いわゆる情報の公開が支持されたと思います。これからは、政権が変わっても党派を超えてもやる作業だと考えますし、最後は国民に聞くという姿勢が好感を得たように思います。

しかし、批判もあります。予算案の削減見直しを受けた団体からは、余りにも一方的だ、説明時間が足りない、独裁的だなどなど、不平や不満も聞こえてきます。特に、科学技術の予算や漢方薬の保険適用除外、さらにスポーツ団体や道内の大学の関係者などからも不満、やるせない話が聞こえてきます。確かに乱暴なところもありましたけれども、長期政権下で積もったほこりの大掃除を行うためには、このぐらいの大なたが必要だったと朝日新聞に記載されておりました。マスコミも縮小、廃止というような仕分けのその言葉だけをとりえて、印象を悪くさせるような意図も感じさせるような気がしました。もう少しなぜそのようなことを言ったのか、本質の部分を見せてもいいのではないかというふうには私は感じております。

しかし、これからの大きな問題は、次に控える政治折衝にゆだねることになると思います。

さて、仕分け人はこの作業に対し、当初仕分け人に理解を得られない事業であれば、国民からも指示されると思わないと発言しております。まだ、始まったばかりでありますけれども、重複しますけれども、関係する団体からは不平不満の声が聞こえてきます。多くの国民からは聞こえてこないのは、やはり多くの人々はこの事業公開制度を歓迎したからだと推察できます。

この事業仕分けで、北海道は356億円の事業廃止、縮減と見込まれたようであります

けれども、この三笠でもどのぐらいの影響が出たのでしょうか。また、行政として影響が出たときに、これからどのような対応を図るかを教えてほしいと思います。

さらに、つけ加えると、この事業仕分けを三笠でも導入すればという提案であります。第三者や市民から見たときに、今の事業に理解をしてくれるものかと思います。市長も市議会議員も市民から選挙を通じて選任されたものですが、長期にわたると市民から離れた視点に行っていないだろうかという常に反省を持つような気を怠ってはいないのかなというように気持ちを自分は持ちます。ですから、第三者や市民を入れて、事業を見直すこともいいのではないかと思います。行政の立場もあると思います。議員の立場から見れば、屋上屋とも考えられますが、あえて提言したいと思います。補助金、交付団体への改善、土木建設事業の落札率の改善、随意契約のあり方、小中一貫校、給食費の無料などなど、事業がどのように評価されるのか。さらに、これから大きな話題となるであろうと思われる三笠高校の存続問題などが、どのように判断を下されるのかと思います。また、本市の通常業務の問題点も指摘はされるだろうが、財政の逼迫している三笠でありますから、本市でも相当の効果が期待されるものだと思います。

以上のことを質問いたしまして、御配意くださるようお願い申し上げます、質問といたします。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、住まいのリフォーム助成金について回答をさせていただきます。

まず初めに、住まいのリフォーム助成事業、この制度につきましては、平成21年から平成23年度までの3カ年事業として、現在実施をしているというものでございます。平成21年度につきましては、予算500万円ということで進めておりましたが、5月末の2カ月で、30件ですべて消化したということがございまして、6月に国の経済危機対策臨時交付金、この制度を活用しまして、300万円の増額補正をさせていただいたということで、総額で800万円を実施してきたものでございます。助成の実績としましては54件で、金額的には796万円ということで終了しておりまして、利用された市民の方には、大変好評いただいたという事業でございます。

そこで、まず最初の質問、新築家屋への新たな奨励金制度等の創設ができないかということでございますけれども、持ち家奨励金制度というのが、平成2年度から平成16年度までの15年間、実は実施してきたところございまして、内容につきましては、平成9年度までにつきましては一律30万円、平成10年度以降につきましては市民の方が建てられた場合には50万円、市外から転入された方につきましては70万円ということで支給してきた経過がございます。その結果、15年間で総体585件、金額で申し上げますと2億1,330万円を支給してきたということでございますけれども、平成6年度の94件、これをピークに年々減少していきまして、平成16年度には7件というふうな形で低調になってきたということと、あと奨励金受給者にアンケートを実は行っておりました

が、この奨励金があったから家を建てたという方が全体の3%ということで、非常に少ないということで、効果が余り得られないということで、実は廃止してきた経過がございます。

その住宅の新築促進という面で考えれば、先ほどのアンケート結果にもありましたように、単に住宅新築に対する助成というだけでは、なかなかその促進は難しいのかなというふうに考えているところでございます。一生に一度と言われます住宅新築に際しては、医療、学校ですとか、通勤、多様な住環境を考慮するなど、総合的な判断で新築されるというふうに考えることから、今後どのような方策が新築の促進に向けて有効かということをご今後研究していきたいなというふうに思っております。

次に、助成対象工事の拡大の件でございます。

これにつきましては、以前に副市長のほうからも拡大に向けて検討しているという話は実はさせていただいてきたところでございます。

そこで、ことし住まいのリフォーム助成事業、これを進めていく中で、市民の方から先ほど議員言われましたような塀、これらのものが対象にならないのかというふうな問い合わせですとか、このリフォーム助成を受けた方にも実はアンケートをいただいております。この中でも、外構工事を助成の対象にしてほしいという話がございます、この制度を多くの市民の方に利用していただくということで、来年度に向けて外構工事も対象とする方向で、現在、具体的な内容について検討を進めているというところでございます。

なお、複数回の助成につきましては、建築工事、土木工事というように、工種が違えば各工事1回に限り助成するという方向で検討を進めておりますが、この場合、1回目の申請者を優先するというを基本にして、今、今後その取り扱いの詳細について検討を進めているというところでございます。

次に、三つ目の太陽光発電の助成の件でございます。

太陽光発電につきましては、CO<sub>2</sub>の削減策という意味では、有効的な手段の一つというふうには思っております。

空知管内の助成の状況で言いますと、岩見沢市が今年度からリフォーム助成の中の一環として実施しているというところでございまして、岩見沢市のほうに現在までの利用状況をちょっと確認させていただきましたが、現在で4件ということで聞いております。また、長沼町につきましては、モニター制度ということで実施しておられるようで、管内では実施自治体が非常に少ないというふうな状況でございます。また、国で実施しておりました消費者向け省・新エネルギー導入のための補助制度につきましては、今回の実施の事業仕分け、この中で予算計上見送りということに仕分けされた一方、家庭の太陽光発電の余剰電力は電力会社が2倍の価格で買い取るという制度が始まっております、施設への補助が見直しされる動きが出てきているというところでございます。このことから、余剰電力の買い取りによりまして、設置者につきましては、投資費用が早期に回収できるという反面、未設置世帯につきましては、電気料金の上乗せということが発生してくる今状況でござ

ざいまして、平成22年度につきましては、1件当たり数円程度ということでございますが、今後買い取り料の増加によりまして、平成23年度には30円程度、5年から10年後につきましては、最大100円程度ということが一部報道されているところでございます。

このような状況の中、現段階では国との重複制限、これを廃止しないで、当面は現行の制度で進めていきたいというふうには考えておりますけれども、今後の国の動向につきましても注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） 私のほうから、多目的コーナーについて答弁したいと思います。

多目的コーナーにつきましては、主に選挙における期日前投票所として活用しております。市民の皆様には1階にあるということで好評を得ているところでございます。エレベーターの設置によりまして、2階でこの投票所を設置することは可能でございますけれども、投票時間が午後8時までということもありまして、庁舎の管理面からも現在の場所がベストと考えております。

それから、確定申告につきましては、スペースが狭いということで現在2階のほうでやっておりますけれども、体の不自由な方への対応としましては、市民会館でも申告受け付けをすることにしております。また、従来からも各地域の市民センターで行っております。より近くの会場で申告ができるように対応を図ってきたところでございます。

エレベーターの設置によりまして、この多目的コーナーを現在の企画振興課の位置へというお話もございましたけれども、多目的コーナーを利用する業務につきましては、期間限定ですとか、臨時的な業務が主でありますので、そのために日常的な業務を行う部署を移動するということは現時点では考えておりません。エレベーターの設置を受けまして、より市民が利用しやすい庁舎事務室の配置に向けましては、現在検討を進めておりますので、その後きちんとしていきたいと思っております。

それから、市役所の階段手すりということでございますけれども、現状は福祉事務所の入り口にありますが、これは2階、3階までの両側に手すりがついておりますけれども、他の階段については片側のみということになっております。エレベーターの完成後は、まずこのエレベーターを使用していただくことによって、階段を使用しなくてもいいという関係になりますので、手すりの現時点での改修は考えておりません。

それから、3階の部分につきましては、エレベーターが2階までしか行きませんので、市民の方を対象とする会議等につきましては、2階の会議室を使用するようなことで配慮をしていきたいと考えております。なお、3階への階段につきましては、印刷室横の階段がこれ両側に手すりがついておりますので、こちらの階段を利用いただきたいと思っております。

それから、事業仕分けの部分でございますけれども、現在事業仕分けを受けて予算編成、国のほうでやっておりますけれども、まだ内容等が明らかになっておりませんけれども、現在の中で私どもが把握できる範囲で三笠市に対する影響額という部分では、今のところ約3,800万円程度になるかと思っております。それで、今後この国の予算編成等を通じて、この事業仕分けの結果が明らかになった段階で、三笠市にとって大きな影響がある部分については、市長会等を通じて、またいろんな行動を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、私のほうから市民センターのいす、それから靴べらの件についてお答えさせていただきます。

まず、基本的に利用される方々に気持ちよく安心・安全に使っていただくというためには、これは基本的に対応させていただきたいなと思っております。それから、先ほど議員からの質問の中でも、葬儀などのことが具体的に例として挙げられておりましたけれども、逆に葬儀のように混雑するようなときがちがちに設置してしまうと、かえって邪魔になったりするのかなというようなこともちょっと懸念されるかなと思います。今のところ、既存の市民センターにあるパイプいす等で対応したいなというふうに考えておりますが、業務を委託しております連町、それと管理人のほうともその辺調整しながら、使いやすいように対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、靴べらにつきましては、市販のものちょっと調べてみましたら、大体60センチから80センチのものが主流ということでありまして、これも余り経費のかからないもので、今のところ70センチ程度のもので、若干これ1,000円ぐらいということでもありますので、ぜひそれは各市民センターのほうに配置するような方向でやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 総合的に皆さんから前向きな答えをいただいたと思います。

先にちょっと住宅のお話からさせてもらいたいのですけれども、前の新築住宅というのは、定住促進でやっていったら住宅ふえるのではないかという感度でやりました。しかし、今はもう定住促進といたって、よそのまちでもやっています。よそのまちでやっているのは金額的には100万円、200万円というところもありますよね。それは逆にいえば、市内の業者を使ったときに100万円、200万円という助成をして、そしてそれで定住促進ではないけれども、ありがとうございますと、三笠市2035年には人口何ぼになりますかといったら、人口動態研究所ですか、4,900人ですか。だから、30年のことを私言っているわけではないのですよ。これから本当にこれから住んでもらいたい方は、ここに住んでくださいと。そのかわり市内の業者使ってくださいと。三笠の場

合、今の投資的経費でやったら年間10億円ですか。今100万円の補助金、例えば5戸建てて500万円ですよ。2,000万円の住宅建ててもらったら1億円ですよ。500万円で1億円の仕事ができるわけなのです。それでふえるかどうかわかりませんよ。そういうことも含んでいって、考えたらどうですかというのが私のねらいなのです。定住促進なんていうことは、もうかなり困難だということはもうお互いに認識していますから、どうやって住んでもらうかというよりも、本当に住んでくれてありがとう。あわせて、税金もいただきますという感度を持たないと、三笠というまちはまだまだ疲弊していくと思うのです。そういう感度で私はお話ししたいわけなのです。ちょっとそういうことなのですが、ちょっと考え方あったら。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 部長のほうから申し上げましたのは、具体的に新築住宅を、少なくともここでいう御質問リフォームということだったので、リフォームとはまず切り離れた考え方をして、その中で私どもの中でちょっと議論しましたのは、例えば200万円になったらどうだと。ちょっと小さかったのではないかと、50万円とか、70万円とか。そういう話もさせていただいたのですが、最近、以前の議会でも僕申し上げたように、どんな札幌の端でも江別には行きたくない。江別の端でも岩見沢には行きたくない。岩見沢の端でもなかなか三笠には入ってくれないというのが基本なのです。それで、例えば岡山の住宅団地をもっと充実するとか、あるいはこの中心部を充実するとかというような方法もいろいろあるのだと思うのですが、基本的にその前提となるいわゆる各種うちのシステムの悪いところを直していかないとなかなかそこにつながらないのだろくなということ、そういう研究をしてくれという話を今しています。ですから、この中身で、その新築住宅に対してその従来の補助金をもっとふやした形で助成をすると。これだけではきつくない。交通問題、スクールバスが動くのか、医療はどうなっているんだ、ふだんの買い物は楽か、そんなことも含めて、総合的にパック化してうちが売り出していけるようなものを検討しなければならない、研究しなければならないということで、丸山議員が言われている部分とそう大きくは違いはないのかもしれませんが、そういう検討をぜひ今後していきたいと、こういう意味でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） これは住宅の関係については研究したいということだから、いろんなこと考えて、これで人がふえる、それから住宅ふえるということではなくて、本当にほかのまちから比べてマイナス面があるのだけれども、本当に建ててくれてありがとうございましたという感度でやれば、100万円なんて安い、200万円、300万円になるかもわかりませんが、そういう感度を持ってお願いしたいと思います。

それから、エコ発電。これもちょっとお話ししたいのですけれども、三笠市の戸数といたら5,700世帯ですよ。公営住宅1,400で、それからことぶきと三楽荘入れたら二、三百戸ありますから、大体1,700戸。それで、個人住宅が大体4,000戸か

というのが私のカウントなのです。4,000戸のうち、このうち、25%、1,000世帯の方がエコ発電やりますと言ったら大変なことになりますけれども、これで200万円掛ける1,000世帯といったら20億円です。20億円。補助金50万円でもそうやっていても、5億円ぐらいで終わるのです。逆に言えば、うちの場合、さっき言った投資的経費は10億円ぐらいしかないやつ、これうまくやれば、公的にやっていったら20億円だったら2年分の投資的效果が出てくるわけなのです。これはみんな建設業者どうなるかちょっとわからないけれども、そういう意味で、重複請求、重複というやつは後からちょっと考えてもらいたいのですけれども、潜在的な需要というやつは私はあると思うのです。それをどうやって導き出すかというのも、今度行政の責任だと思うのです。だから、エコ車だとか、エコ発電、エコ電気ですか、ああいうことをやるから、今ちょっと景気悪くてもその部分だけよくなっていくというのはそうなのです。だから、三笠の場合だったら、京セラもあるし、製造業であるオリジン電気もつくっていると。これがまた縮小されていくと、またいなくなってしまうという、マイナスの効果になってしまうわけですが、それならば、今いる間に、今やっている間に市民に周知して、一つでも二つでもつけてもらう。それから、去年、ことし、三笠の屋根やりましたよね。屋根直してもらいましたよね、半分ですか。逆に言えば、三笠市も来年、全部というわけにいかないけれども、そういう工事含めて太陽光発電どのぐらいの効果があるか、三笠市も知ったっていいのではないかなと私は思うのです。何千万円かかるかちょっとわかりませんが、そういうことが逆に市民に訴えていけば、ああこんなことがあるのではないかという、プラスに、プラス要素、私は招くかもわからないと思うのです。そういうことで考えていったらどうかということなのですから、もう一回その部分お願いしたいと思えます。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） この太陽光発電、私どもとしてもこれいいものだと思っていますので、これは市としても取り組みを入れなさいというふうに言って、これ昨年つくった、いわゆるリフォームのシステムの中では、今も活用できるようにしてあります。ですから、その点で御活用いただけるのはいいのですが、国自体が、今回の事業仕分けのこともありますが、基本的にはフィードインタリフというそうですけれども、電力買い取り方式に切りかえたということですね。だから、従来、たしか24円だったのが48円になるということで、余剰電力の買い取りということが行われて、そっちでやるべきだというのがこの会議の基本的な考え方で、税金による優遇とフィードインタリフの推進に完全にシフトすべきではないかということ国は考え方を出したということです。従来20年ぐらい改修に施工費、いわゆるイニシャルコストにかかるものが、大体7年から10年ぐらいで回収できるというふうなシステムになったということからすれば、さらにそれにかえて、市の助成というのは、今の状況でも全く使えない状況ではありませんから、そういう点で、そのところは従来の扱いでいいのではないのかと、こういうふうに言ってい

るのであって、私どもとしては、基本的に、今、大変有効なシステムだということはわかりますが、北海道における日照時間等々、雪の問題等も含めて、雪の問題は大体本州各地と比べると、1時間程度だそうです。1時間程度だと、面が雪が滑り落ちるというようなことで一般的には言われておるのですけれども、それにしても熱効率がまだ完全にそれほどよくはないということでもありますし、そういった状況も勘案しながら、今のところは、今のシステムで国が今度は余剰電力を買い取るというシステムを倍にしたということからすると、そこに今大きく投資する環境に三笠市の場合、財政力も含めてないと。もうちょっと様子を見てみようということでございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 副市長ね、いい制度だと。私もいい制度だと思うのです。自分でも考えているのです、やったほうがいいかなどかなと。やっぱり東京都みたく100万円まで来ないけれども、国が20万円の都が30万円のそれで自治体が何とかと七、八十万円ぐらいになるのです。それがやっぱり購買力で建設の意欲も増すのです。だから、今みたく重複請求だめですよということになれば、ちょっと待てよと。それで使えるなら使える、例えばおれだったら、来年壁塗りかえて、屋根のふきかえやって云々といったら、三つぐらいあれば一番いいのだけれども、複数回でも、そうなったときに、認めてくれるのならいいのだけれども、やっぱりこれはさっき言った大きな投資、投資というか、潜在的な恒久的な事業の肩がわりにもなると思うのです。だから、一般の方が終わればぱっと出して、うちが借金するわけでは、借金って、トータルの中の予算で、1,000万円か2,000万円戻ればいいわけだから、それを裏返していくという形の中で効果を考えていったっていいのではないかなと思うのです。今これ答弁くださいと言ったって、それ以上のことは出てこないと思うけれども、まだ予算の時期ですから、もう一回この辺しっかり考えてもらいたいなというふうに思います。

それと事業仕分けについては。何か。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今、太陽光の話が出ましたよね。これは正直に申し上げて、緯度が高いところは非常に効率悪いのです。御承知のように、緯度が高いし、地軸が23.4度傾いているわけですから、それに緯度がここですと41度ですから、それ足しますと、90度から引きますと30度以下なのです、太陽光度、冬至のときは。そうすると、一定の面積に対してどれだけの光が当たるかといったら、もう全く小さい。しかも太陽光、太陽の南中高度というのはそれほど低くなるわけですから、緯度が高ければ高いほど効率悪い。ですから、現実的に今岩見沢の東光中学校、あそこやっていますけれども、現実的にはあれ固定式です。もしあれが太陽と一緒に動くように、自動的に動くシステムにすると、少しは上がるかもしれませんがけれども、実質的には太陽のエネルギーが多ければ多いほど電気にかえる率が高くなりますから、ですから日照時間がどうなのかということも十分検査しないと。例えば沖縄と北海道の三笠と比較しますと、1年間の日照時間なんて、うち



は3割にもいきません。それほど低いわけです。ですから、エコエコと、総体的には確かに太陽エネルギーはいいですし、二酸化炭素を出さないからいいのですけれども、果たして三笠がどうなのかということがやっぱりよっぽど研究しなきゃならんし、今の平面的な太陽光を集める方式だけでは、私は北海道は設備投資しても売るところがない。工事費を払っていくということは、技術的にかなり難しいのではないかなというふうに思っておりますので、なお科学技術の発達というのは、きのう、きょうでどんどん進んでいきますから、それがどういうふうにかわっていくのかということも我々研究していかなければならんと思っておりますので、そういう問題もあるということだけ、御指摘しておきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） それならリチウム電池の開発がまだまだ急がれると思います。

それと、事業仕分けについては私は、これは当局の予算案の問題ですから、それはそれということで理解しております。

それで、約3,000万円ぐらいと言いましたけれども、これは三笠から見たらそんな大した、どんな事業が該当するのでしょうか。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） 現時点でまだ詳細がまだ来ていませんので、私どもでとりあえず押さえられる範囲内で押さえたということでございます。例えば道路事業の関係でいきますと、3,500万円程度、それから消防関係の緊急消防支援隊というのがあるのですけれども、これの設備関係なんかでいくと、100万円程度ということで、それから今、来年国勢調査が始まります。国勢調査に今言われているのは、この予算を5%から10%程度縮減をするというようなことのでいきますので、前回の国勢調査の経費等踏まえて、それからいくと、これも約100万円程度予算が落ちてくるのかなと。ただ、これらもいずれまだ確定しているものではございませんので、その部分についてまた詳細わかれば、影響額等また精査してしるべき対応を図りたいと思っております。

それから、三笠市のこの事業仕分けについてもどうなのだとしたことなのですけれども、一応今のところ、他の市の状況等これらも踏まえて、これからの研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 事業仕分け、ちょっとネットで見ますと、投資的経費で大体1割ぐらいの効果がでてきたという、調査したところは、やったところはそうやって出てきたということなのですけれども、うちは10億円余りですから、どのぐらい出るかわかりませんが、そういうことで、ひとつ判断としてそういうのは私はいいいのではないかなと思っております。

それから、役所の関係についてのさっきのフロアの関係なのですけれども、これで大きな議論になるとは思いませんけれども、ただ言いたいのは、私こういう体でしょう。手すり確かに3階までつけたのです。ただ階段の幅広いのですよ。つまりくときあるのですよ、おれもね。だから、役所の中また回って歩かなければいいやつ、全く回って歩かないとだめな仕事もあるものだから、あったほうがいいなと。これも金かかることだから、そして自分のことに感じるものだから、私も強くは言えなかったけれども、だけれどもやっぱり備えあれば憂いなしというのは、そういうところだと思うのです。だから、ひとつそういうところに目を向けてもらいたいなというふうに思います。

大体私の質問に対して前向きに答弁いただいたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 先ほど来御質問いただきまして、その中で全体事業の中で若干の費用があればということでもあるわけですけれども、現実にやりますのは、今年度も全体費を私どもで眺めてみて、その中でどんな予算が組めるかというふうにやってみました。その結果、従来から私申し上げておりますように、備荒資金等の積み上げをある程度しておかないと、まち全体が夕張のようになってしまう心配もあるので、ここしっかりやりたいということでございます。

これらを含めて物を考えますと、結果的にことしぐらいから少し市長の事業費一般財源枠をふやしたいなと思ったのですが、これも残念ながら、市長に申しわけないのですが、勘弁してくださいというふうに申し上げた状況です。また、今のところ、昨年と同様に、本来備荒資金で従来積み上げてきた7,600万円という資金がありまして、これは昨年度も修繕費に充てさせていただくということで御理解いただきましたが、これもそのような措置で22年度も組まざるを得ないということになります。そうしますと、市長の一般財源枠というのは極めて少ない従来どおりの額でしかできませんでしたと、市長申しわけありませんというふうに、私のほうから過日申し上げたところでございます。

そういう実態がある中で、事業を拡大していくというのは、新年度予算を見ていただくとわかるのですが、結構新規事業を多ございまして、そういう中では、今やれることが現在丸山議員の質問にもっともっといいお答えをしたいのですが、残念ながら非常に厳しさがあるなというふうに思っております。もう一、二年の辛抱かなとも一方で思うわけですけれども、また国勢調査で人口動態によって交付税が減るという心配もありますし、今のところの見通しでは、大きく交付税を減らさないでそういうシステムに国が置きかえてくれるのではないかという期待はかなりあるのですが、しかし、そうなるのかどうかもわかりませんし、ここのところは心配しながら、もうちょっと時間をよく見たいということでございます。

なお、事業仕分けにつきましては、これは各市町村、各市町村というか、近隣の市町村でも幾つかやっているところはあったのです。ただ、その近隣市町村も結果的に廃止とし

たものをまた後で全部見直して、形で若干手直ししてやっていますというのが、実は私どももの問い合わせでの中心でございました。それから、国と違いまして、非常に住民に密着した事業が中心ということに市町村の場合、ましてやこういう末端の小規模市町村の場合にはそうなりますから、それからいえば、非常に限定的なもので考えていくというようなことにしかきっとならないだろうというふうにも思っております。またさらに、限定的なものという言い方しますと、一定額以上のものとか、あるいは新規事業等についてそういうものを取り入れたらどうかという考え方もありますが、先ほど丸山議員、御本人も言っておられましたように、よく考えて私どもこれ従来事業仕分けを見せていただいて、パソコンですっとやっておりましたので、実況を見せていただいていたわけですが、非常に辛らつな御指摘があるということではありますが、相当終わってから覆されているという状況があります。これは、国の総括的な予算審議というのが中心のものと、こういう市町村が詳細な事業、一般事業まで含めてその詳細資料を出して御審議いただくのと相当違いまして、そういう意味では、国の場合はああいう形でありましようけれども、考えてみますと、市長も私どもと違って、公選によって選ばれてきて、その市長が決定したある意味民間人でございます。加えて、議員の皆様も一定の方々から選出された方々が出てこられて、その中での御審議ということですから、まさに予算委員会等は事業仕分けの場でもあるというふうに私ども考えてございまして、そういう点では非常に国あるいは大規模市町村、大規模自治体とは相当差があるのかなというふうに、現在感じているところでございます。そういう意味では、責任ある立場の方が責任ある議論をしないとしないとならないと。こう申しますのは、もう何度も報道されておりますように、先日毎日フォーラムの11月号にも入っておりますが、行政刷新会議、事業仕分けについては何の法的根拠もないと、権限もないということやらされている中で、これをその後、必ずどう扱うのかという議論がどうしても必要になってきますので、御本人、丸山議員も言われていたように、非常に屋上屋を重ねるという心配がございます。

それから、一方で京都新聞に掲載されていたものでは、事業仕分けのような仕事は本来有権者から選ばれた議員が議会でやるべきものではないかというようなことが、これは同志社大学の真山先生という方が掲載をされておられます。ですから、そういう意味では、今私が申し上げたことはそう大きく違いはないのだろうというふうに思っております。末端小規模自治体の場合に比較的民意が把握しやすいということもありますし、また市長それから議員の方々におかれましても、直接選挙で選ばれた選良でありますから、その方々が議案審議を十分なさせていただいていると私ども思っておりますし、事業1件ごとの詳細資料も出しているということでは、さらに本当にその屋上屋を重ねるという必要性が当市のような場合、自治体のような場合あるのかどうか、これもちょっと検討をする必要性があるというふうに思っております。

なお、未来づくり基本条例の中では、未来創造会議というのをやることになっておりまして、この中では市の主要なの方々にお集まりいただきまして、市の重要事項等を審議する

というふうになっておりまして、そのほかに市長が必要と思われるものということで、私どもとしては新年度の予算の策定に当たって、こういった方々の御意見もお聞きしたいというふうに考えてございますので、そういう意味ではある意味責任のある立場の方々の御見識も参考にさせていただきまして、決めさせていただくというふうなことを現在考えているところでございます。

なお、国の事業仕分け作業によりまして、予算化されるということは、具体的には平成22年度からということでございますので、国民に対する影響は明年4月以降に出てくるということでございます。そういう意味では、そういったものも少し参考にしながら、本当にあの事業仕分けが本来機能するのかもしれないのか、あるいはどういうふうに機能させたらいいのかというようなことが、今後問われてくるものだとというふうに考えてございまして、そんな中でしっかり状況を見据えて、今、丸山議員の言われることも頭に十分入れまして、判断をしまいたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 以上で、丸山議員の質問を終わります。

次に、6番武田議員、登壇質問願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

6番（武田悌一氏） 平成21年第4回定例議会におきまして、通告に基づきまして質問させていただきましますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず最初に、救急外来の受診についてお聞きしたいと思います。

人は突然として体調が悪くなったり、今までの病気が急変したりする場合があります。また、事故などによるけがにより病院に搬送されてくる場合もありますが、その症状については、軽症から重症までさまざまであります。病院については、必要な医療を安定的かつ継続的に提供することが求められておりますが、経営状況の悪化や医師不足に伴う医療体制の縮小など、取り巻く経営環境や医療提供の体制維持が極めて厳しい状況であると思っております。

三笠市は、高齢者率が42%と高く、またひとり暮らしのお年寄りの方も多いことから、市立病院の必要性は高く、地域住民の健康の維持や増進を図る上で、とても重要であると思っております。

現在、病院改革プランを作成し、それを進めていく中で、医師の確保については大変重要な課題であると理解しておりますが、地域の医療崩壊の原因の一つとして、医師の休養がとれず、翌日以降の診療に支障を来して、医師が疲れていき、やがて現場からいなくなるということもあると聞きます。また、救急外来を受診する人の中には、日中は仕事があり休めないとか、昼間は用事があるなどの理由により夜間や休日に受診をする、いわゆるコンビニ受診というのが問題となっている地域もあると聞いております。これらのことは、三笠市には当てはまらないとも思われますが、病院の健全化を図りながら、同時に医師や看護師の負担軽減についても考えていく必要があるのではないかと考えております。

す。

夜間、当直に当たっている医師や看護師の人数にも限りがありますので、救急外来受診者に対して、迅速、適切に対応していくために、安易な時間外受診をある程度は抑制できる方法について考えてみることも必要でないのかと思います。

現在、救急外来で診察を受けた場合、精算については後日改めて支払いに行かないといけません。受診したときに支払いを済ませることができないということから、未精算がふえていくということも考えられるのではないかと思いますのであります。

そこで、最初の質問であります、救急外来受診者の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、安易な時間外受診を抑制するため、また医療費の未払いという事態を未然に防ぐという意味において、救急外来預かり金制度の導入について考える必要性はないのでしょうかと私は思うのであります、預かり金についての考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

二つ目の質問であります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業におきまして、7月25日より販売されましたプレミアム商品券についてお尋ねいたします。

この事業につきましては、市内購買力推進対策として2,407万6,000円の全額を国・道支出金から捻出し、行われている事業であります。また、利用期間が来年1月までとあります。既に多くの金額が回収されてきているかと思いますので、質問させていただきますが、御存じのように、昨年のも米国初の金融危機と世界経済の急速な落ち込みを受け、国内の景気後退も長期化の様子であります。内閣府による2008年度の経済成長率は実質マイナス3.7%となり、暫定試算による2009年度の実質成長率もマイナス3.3%程度と予想されております。北海道の景気状況を見ますと、ことし2月時点の悪化しているから始まり、8月には下げとまっている、11月には持ち直しの兆しが見られるとなっておりますが、実感としては一向に景気の回復の兆しが見てこない状況ではないかと思っております。そのような中、行政としてできる限りのことについていろいろと御努力されていることは十分理解しておりますが、デフレからの脱却についてはまだまだ時間がかかると言われております。また、景気の二番底があるのではとも言われており、全く先が読めない状況にあると思います。高齢者が多い当市においては、消費購買力も小さく、市内の各企業や商店などにとっては、本当に厳しい状況が今後もまだしばらく続くのではないかと懸念しております。

そこで、質問であります、プレミアム商品券の利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、私は今回行われたプレミアム商品券につきまして、一定の効果は十分にあったと思っております。そこで、景気浮揚策の一環として、来年についても継続して事業を行っていただきたいと思っておりますが、来年度以降の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上、登壇での質問を終了させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） 松本病院事務局長。

病院事務局長（松本哲宜氏） それでは、私のほうから救急外来の今の状況とそれから預かり金の考え方についてという形でお話しさせていただきたいと思います。

まずは、救急外来の受診者の状況でございます。まずは外来として当病院に、実は3年間で平均でちょっとお話しさせていただきますけれども、年間12万5,000人の方が外来にかかっています。これは平日も含めてです。12万5,000人の方が外来で来られています。そのうち、実は平日の時間外であったり、または休み、土曜、日曜、祭日等で来られている方が、そのうちの3年間平均しますと2,360人、約2,400人弱、率にして1.9%、ですから2%弱です。したがって、確かにうちのほうで救急車で運んでくる人だとか、それから来られる方だとか、こう考えても2%の程度の方しか来ていないというの実態です。ですから、平日普通どおり来られている方がやっぱり大部分多いということです。

そこで、さっき武田議員からお話ありましたとおり、うちの場合平日の外来、時間外であったり休日であったりという方については精算業務はしておりません。したがって、その方々には、翌日以降に病院に来ていただいてお金を支払っていただきたいということの協力をお願いをしているのが実態でございます。

そこで、実は未収という話が出ていますけれども、この3年間平均しますと、そのうちの99%、100%といいませんが、99%の方が実はお金を支払いに来ていただいています。ということは、本当に良心的といったら、当たり前の話です、当然かかった方が払うというのが、ただ、100%ではないというのが現実的にあります。したがって、大体毎年20名程度の方は、事情があって払っていないというのがあります。額にして大体10万円程度です。ということです。ただ、病院としても当然この未収については、費用がかかっているわけですから、それをお払いいただくということに対しては、当然再来院を待って、来ない方については当然電話してお願いをしたり、場合によっては徴収員の方が自宅に訪問して、納めていただきたいという活動はしています。ですから、徐々には回収ありますけれども、しかし、すべてのものではありません。

そこで、救急外来の預かり金という話が出ていました。道内の公立病院を見ますと、これ公の病院ですから、市立病院関係ですけれども、21の病院がありますけれども、その中で徴収をしていると、平日徴収をしている、時間外であっても休日であっても徴収しているのが、実は七つの病院があります。今、武田議員からおっしゃられました一時預かりましようということを行っているのが、六つの病院があります。それから、うちみたいに翌日以上に来てくださいとお願いしているのが、当市を入れますと六つの病院があります。実は預かり金の関係については、個々のやっている病院等もいろいろと確認させていただいていますが、先ほど私のほうからお話ししたとおり、実は99.1%の方がお金納

めていただいているということです。したがって、20名の方に10万円程度がありますけれども、預かり金制度をやるということになると、全員の方に、ということは、さっき言った2,360名の方に同じように一部預からせてくださいということをしなないといかないということになります。そうしますと、今言ったように大部分の方が事前に、後からお支払いをいただいているということからいけば、これをやることによって相当事務的にも煩雑になってきますし、またその効果も含めて、当然100%徴収というのは当然当たり前前の話なのですが、そこまでやるためにこの預かり金制度をもしやるとしても、ちょっとそこは99%の方が善意で納めていただいていることも含めれば、そこまでやると事務の繁雑さも含めて難しいかなというふうに思っています。ただ、いずれにしても納めていない方については徴収すべく、それは当然公平性も含めてお払いいただくというのは当たり前前の話ですから、そこは全力を尽くさせていただきながら、ただそのためにこの預かり金制度を利用するというのは、当市の実態からいっても、ちょっと今の段階では難しいかなと、考えられないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 北山企画経済部長。

企画経済部長（北山一幸氏） それでは、私のほうから商品券の利用状況につきまして、御答弁させていただきたいと思えます。

御承知のとおり、プレミアム商品券につきましては、ことしの経済危機対策の交付金を活用させていただきまして、20%のプレミアム商品券ワンセット1万2,000円分を1万円で販売ということで、25日から29日にかけて販売させていただいたところでございます。おかげさまで加盟店につきましては、178店舗の方に御参加いただきまして、うち11月末までに使用された店舗数につきましては112店舗という状況になってございます。11月末現在の換金額でございますが、約1億500万円となっております。全体の87.5%、残りは1月の24日までに御利用いただくというふうに考えてございます。主な利用分類では、小売業が約8,700万円、それから建設業が約800万円、続いてサービス業が大体500万円程度ということで利用状況となっております。

このプレミアム商品券につきましては、先ほど議員からも御指摘ございましたとおり、効果につきましては、利用者側の住民、市民の方につきましては20%というお得感もありまして、喜んでいただいているのではないかなというふうに考えてございます。また、今実行委員会でも御相談申し上げまして、店舗さん等々のアンケート調査も実施を準備してございますが、現段階におきまして、ある数店舗から、これらの効果につきまして、聞き取りをさせていただいたところでございますが、正直言いまして、その効果というのはなかなか数字であらわしにくいということ等もあるのですが、前年度より大幅に売り上げが上がったと言っている店舗さんもいらっしゃる、そんなに状況変わらなかったと言う方もいらっしゃると思いますが、一様に皆さんがおっしゃっていただくのは、市内限定

の総額1億2,000万円というプレミアム商品券が発行されたことによりまして、少なからず市外への流出が防止につながりまして、下げどまりになっているのではないかと。これがなかったら、まだ景気としてはつらかったのではないかとということで、一定の効果があったものと私どもも考えているところでございます。

そこで、御質問にございました2回目以降の今後の考え方についてでございますが、御承知のとおり、今回実施したプレミアム分の20%、この2,000万円と事務費約380万円、400万円程度の事務費につきましては、三笠市の一般財源の持ち出しなしで緊急対策危機対策の臨時交付金を充てて実施させていただいたところでございます。つきましては、今、政権交代されまして、先般の補正予算等々の内容を拝見させていただいたのですが、なかなかこのプレミアム商品券等に充当できるような内容がございませんで、今、国等の財源のない状況で、市単独費の実施というのはなかなか難しいのかなど。販売数を少なくしても、結構負担が大きくなるのかなというふうに考えてございまして、これをまた開始するとなれば、加盟店様の一定の御負担も視野に入れて検討せざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、この場合も今の経済状態を考えれば、各個店さんの負担もなかなか厳しいのかなというふうに思いまして、今後もこの国の経済対策等の交付金制度、これらの状況を注意深く見きわめていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。

それでは、もう少し質問させていただきたいと思います。

まず、最初の救急外来の関係ですけれども、私が見たところ、近年ほかの自治体等とかでも、核家族化ですとか高齢化が原因で救急外来は増加傾向にあるという話を聞いております。また、日中どうしても病院等に高齢者の方が集まる傾向にあるものですから、若い人は夜中を利用するのだというのも見たことがありますので、うちの場合はどうなのだろうということで質問させていただきました。

先ほどの部長のお答えを聞きますと、99%支払われているということで、10万円程度ということで、ほっとしたところでもありますけれども、それでこれ3年間で12万5,000人という方が来院されているということですよ。これ多分3年間で来院というのは、11月のまち特のときに病院のやつやっていて、そのときに9月末時点の患者数ということが出ていましたよね。これ多分3年分を足せば、12万5,000円になるのかなというふうに理解しているわけですけれども、それで11月のまち特の時点ですと、3年間、12万5,000人の内訳として、平成19年度が6万3,664人、20年度5万8,545人、というような感じの数字、来院者数になっているかと思えます。となると、1年間に大体この年でいくと5,119人ほど来院者が減少しているという状態になるのですけれども、そこで救急外来、受診者の来院者数という数字、ちょっと3年間出て



いれば教えていただきたいのと、また内容について、そのまま入院されてしまったのか、転院されてしまったのか、死亡されてしまったのかというのがわかれば、まずそこを教えていただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 松本病院事務局長。

病院事務局長（松本哲宜氏） 救急外来で平日の時間外、それから土日、祝日に来られている方、先ほど平均して2,360というふうにもお話ししましたが、各年度ごとにちょっとお話しさせていただきますが、徐々に減ってきておりますが、平成18年度で2,661名の方です。19年度は2,272名、それから20年度2,147名、徐々に減ってきております。

このうち、やっぱり土日祝日に来られている方が、全体の65%が土日祝日です。あとの方は35%の、平均しますけれども、それは平日の時間外に来られている方です。この方々がその後どうなっているのかといいますと、実は先ほど言った、これ平均なのですが、2,360人のうち、入院されている方は実は360名、15%です。そのうちの15%が入院をされています。当病院で入院しています。ただ、帰っている方、来られて診察しましたけれども、何でもなかったねと、帰りましょうと行って帰っている方が平均しますと1,950名、率にして約82%。ですから、大部分の方が帰っていると。それと当然、当病院で今言ったように診察できない患者の方がいます。転送、他の病院に転送している方は、36名、平均ですけれども、わずか1.5%です。ですから、この日は、あとは亡くなった方もいますけれども、ですから約8割強は今言ったように帰っています。1割5分の方が入院しているというふうに押さえていただきたいと思っています。

先ほどの10万円という話、外来でお支払いしていない方が10万円というお話ししています。やはり未納で一番多いのは入院患者です。入院患者の方がやっぱり未納として残るという形であります。ですから、こういう救急外来に来た患者については、当然、先ほど言った預かり金の話もちょうと出ましたけれども、ほかの病院でもいろいろと聞いてみても、お金を持って、当然救急ですからお金を持ってこないで来る場合も当然ありますから、その場でお金を預かりますと言っても、いや持っていませんよと言うのもあるとか、当然、中には今言ったように、あっても払いたくないという人が実はいるわけですから、現実的に。だから、そういう面も含めると、うちはおかげさんでたくさんの方が来てもらっても、たくさんの方にお払いをいただいていると、こういう実態もあるということはあるのかなと思っています。

以上、人数的にはそういうことでございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。8割ぐらいの方が簡単に言うと、軽症、そんなに後日入院とかしなくてもそんなに重くないのかなということでは、安心したところであります。それで、8割程度の方、当然救急外来ですから、そのとき処置をしていただいても、当然病院のほうは後日専門的な分野の医師の方に再診してくださいねという話

になるのだと思います。当然、そのような方はほとんど再診も受けているのだらうなと思いますので、その辺はいいと思うのですけれども、そうですね。逆に再度受診するという割合については、ほとんどの方は来ていると認識していいのですよね。未収の金額もそうでもないということであれば、そうなのかなと思います。

そこで、したら10万円程度あるという未収金の関係なのですけれども、私も仕事柄集金業務というのは行うのですけれども、集金業務というのは結構大変労力がかかります。また、時間もかかります。まして、先ほど今、松本部長言われたように、払う意思のない人というのは、本当に払ってくれるまでが大変なのだと思いますけれども、ただ払ってくれないからといって、放置しておく、未収金がどんどん積まれてくるのだと思います。

まず先に、今10万円程度の未収金があるという話ですので、これ単年度ですよ。ちょっとその辺もわかれば教えていただきたいと思います。ついでに単年度で、あとわかっている範囲の累計で合計何ぼになるか、わかれば教えていただきたいと思います。済みません。

議長（高橋 守氏） 松本病院事務局長。

病院事務局長（松本哲宜氏） それでは、未収金の関係で、これも徐々には減ってきておりますが、単年度で申し上げます。単年度で平成18年度で15万2,500円程度です。19年度11万6,000円程度です。20年度2万7,000円程度です。ですから、この分、三つを足しますと、累計という形になりますが、29万円程度ということになります。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 救急外来という部分ですから、金額的には少なく、こんなものなのかなと思っております。

そこで、未収金がある人には当然電話催促、訪問徴収、また支払い督促等あると思うのですけれども、これらが今どのような段階を踏んで進んでいるか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 松本病院事務局長。

病院事務局長（松本哲宜氏） 先ほどもお話ししております。今、実は徴収員の方は、今は毎日昼から、実は今言ったように未収の方、ですからこの方々だけではありません。当然入院されていて未納されている方、それから外来の方、あわせて昼から徴収員を配置しております。当然、一括で払えない方については分割納入みたいな形をお願いしています。そういった面で、この徴収員も含めて、毎日今言ったように、予定どおりに回ってお金をいただくという形の徴収作業を行っています。

段階としては、まず今言ったように、当然、再来院来ていない方については電話で催促します。電話して、催促しても来ない方については、今言ったように、徴収員がうちとしては歩いたり、住所等わかりますから、そういった形でつかまえると言ったらおかしいですけれども、お話しさせていただいて納めていただきたいという形の中で、まずは電話で

させていただいて、その後、動くという形をとっております。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 済みません。段階と言った僕の説明の仕方が悪かったのだと思うのです。私が今聞いたかったのは、1件の方、未払いが発生してしまったという場合に、極端な話、入院されている方でも結構なのですけれども、退院のときに、まず支払いをしてもらえなかった。次、電話催促するまでとりあえず、だから何日後なのですかというような意味です。払ってくれるまで毎日連絡しているのですかということではないのだと思うのです。だから、そのスパンの長さどんなものですかというのを、電話なり、その次の段階に行くまでのことをちょっとわかっていたらお聞かせいただきたいという質問です。済みません。

議長（高橋 守氏） 磯瀬病院管理課長。

病院管理課長（磯瀬 孝氏） まず、今のお話ございました外来の関係ですが、外来につきましては、おおむね2週間程度、その方が来院したときには、次の来院のときの請求伝票に未収金額が載るようになっており、精算の機械を打ち込んだときに、2件とも精算されなければ精算できないようなシステムになっておりますので、必ず再来した方については精算いただけるような状況になっておりますが、再来来ない場合については2週間後というふうになっており、その後さらに今度は1カ月後の督促というような流れになってございます。また今のが救急外来でございます。

もう一点、入院につきましては、退院のときに、もし支払えないということがございますと、そのときには私どものほうにすぐ来ましてということで、退院許可書という制度を持っておりますので、1回相談に来て、私どものほうで許可を押さないと、病棟で退院の許可がおりないというシステムになっておりますので、そんな部分になってございます。そのときには、支払いにつきましては、本人の誓約書に基づきましてということで考えており、その誓約に基づいて、きちっと守らなければ、また2週間以内に私どものほうで連絡をとり、徴収員が伺うというようなことになってございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。2週間後からあと1カ月後ということでもありますよね。本当に集金業務大変なのです。思った以上に大変で、極端な話、本当1カ月、2カ月と延びていくと、どんどん回収ができなくなってくるのだと思います。それで、結果的に累積で未収入がふえていくのかなと思っているのですけれども、それで、ここは本当に努力していただかなければいけないとは思っているのですけれども、それで先ほどの預かり金の関係でいきますと、2%弱が時間外なので、今のところは必要性がないというか、考えていないということだったのだと思うのですけれども、逆に言ったら、この状態が何%ぐらいになれば考えが生まれてくるのかなと思うのです。先ほどの来院者数で、1年ずつの来院者数を教えていただきましたけれども、先ほど言ったように、病院全体として来ている方が年間5,000人ぐらい減少している中で、救急外来、先ほどの数

字を聞かせていただきましたら、300人とか、最近、昨年度と比較では120人、130人弱ぐらいの数字ということで、明らかに全体の比率からいくと、救急外来の人は減少傾向にあるといえども、傾斜的にはかなり緩やかな傾斜なのかなと。今後もそんなに極端に、病院全体の来院者数に比べては、極端な落ち込みはしていかないのかなという考え方もできると思うのですけれども、その辺の考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 松本病院事務局長。

病院事務局長（松本哲宜氏） 徴収が率的にいった、どのぐらいになったらその預かり金制度というお話が今出されましたけれども、難しいところです。預かり金として、ほかのところも、その日徴収をするということになると、事務の方、今言ったようにちゃんとした金額を計算しないといけませんから、そこには当然人件費、ちゃんと雇い入れをしておかないといけないということですから、預かり金の場合は、実はそこにいるほかの六つの、先ほど言った病院のほうについても、新たにそのために事務をふやしたわけではありません。そこにいる当直の方が預かると。ただ、そこには当然預かるがゆえに、その事務的な処理として、相手に預かり金、預かりましたよという書類を発行するだとか、領収書を出すだとか、それからその実態が仮に今度は来たかどうか、それを前と次のやつとチェックして、結果的に過不足がどのぐらいあるのか。逆に多くもらってれば、戻さないといけない。逆に少なければ預かり金ですから、少なければ差額を徴収するということになります。それで、何%になればこの制度をやればいいのかというのは、正直言ってちょっとパーセントまでは考えてはいません。そこはどういう状態になればかなと。これが今言ったように、徐々にふえてきたということになれば、当然考えていかないと、預かり金制度にするのがいいのか、直接やっぱり取る、その日に精算事務をするということにするのか、そういう点は当然考えていかないといいかなと思っておりますが、今の段階では市としては徐々に減ってきているということはあるから、ただそこはそのときに考えさせてもらうしかないのかなと。今の段階で何%であればというのは、私たちはちょっとお答えしづらい部分があります。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。確かに難しい問題なのだろうなと思っております。ただ、気がついたときに未収がぼんとふえているようであれば、やはり病院の健全化を目指していく上では難しくなってくる、本当に回収というのは難しい問題でありますので、その辺を認識の中に入れておいてやっていただきたいなと思っております。

そこで、参考にとというか、どうかわかりませんが、10月から美唄の市立病院が預かり金制度というのをやっております。ここの美唄の病院では、昨年医療費の未納額545万円ということで、うち時間外の部分は52名で約30万円が対象であったという話です。私は、ほかにもインターネットで見ましたら、大体始めている病院、パーセンテージで言うと、未納の金額的に、件数的にも4%ぐらいのところはほとんどの、私が見

た感じでは4%ぐらいになったら取り組んでいるのかなという状況であります。三笠市の場合、まだ1.9%ぐらいということですので、そうですね、その辺も参考というわけではないでしょうけれども、未収金につきましては健全化ということもあります。あとは支払っている人、99%が支払っているわけですから、残り1%の人が払わないために不公平感が出ないように取り組んでいただきたいと思いますということで、この問題については終了したいと思います。何かお答えいただければいただきますけれども、なければ。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 御指摘はごもっともで、大変な病院の状態の中で、仮に10万円といえども大事な金だぞと。これは答弁調整の中で議論をさせていただいたところで

す。それで、今ちょっと漏れておりましたのは、人件費、その他諸経費が、実際に今未納の額と比較してどうなのかということが大事なだろうと。つまり10万円、今あるとあって、10万円以上の手間暇をかけないと取れないのなら、これはまあそれを中心に業務をやるという人間を用意するというはなかなか難しいだろうと。私が市立病院にいましたときは、医事係の一人の方が夜、残業時間に常時電話していました。大変な思いをして電話をして、あした行くからねと。あした必ず払ってよというようなことをやっておりましたのですけれども、やっぱりそういう地道な努力が必要だということもあります。システムとしてもう少し、今、武田議員の御指摘は、もっとシステムとしてきちっと確立させるべきだろうということだろうと思います。そういう意味では、何%というのが、今4%とおっしゃられましたので、4%ぐらいになると、人件費、その他諸経費との釣り合いが逆に逆転するということなのだろうという点で言えば、今1%台ということになれば、まあまあそこまでまだいっていないと。つまりそれに、申しあげましたように、20人ぐらいの方が払わないのですが、預かり金をするという制度を使うと、2,360人から預かり金をしなければならぬわけです。これ大変なことで、当直時にやっていることですから、当直者にこれはやらせればいいのですが、今度日中、その精算事務に大変な労力を要するということだと思しますので、今御指摘いただいて4%という視点、ちょっと私どももチェックをさせていただきまして、しっかりした考え方をもちたいと思いますので、その辺で御容赦いただければと思います。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 副市長のほうから一定のお答えをいただきましたので、この件につきましては、終了したいなど。

続きまして、プレミアム商品券のほうについてちょっと二、三というか、少し質問させていただきますけれども、先ほどのお答えで178店舗のうち、112店舗が利用された。本当に多くの参加加盟店に利用していただけたのだなど。そういう意味では、本当にうれしく思います。また、建設業、サービス業、いろんな業種に利用されたということは、よかったのかなと思いますけれども、実は平成11年から14年まで、商工会のほう

が実行委員会組織をつくりまして、一応以前プレミアムつき共通商品券というのを発売しております。そのときは、170名の加盟店舗で、ただしその利用者の7割が市民生協を利用してしまったということで、広くは効果が出なかったという答えが出ているのだと思います。

そこで、今回多分一番利用が多いのはイオンさんかなと思うのですけれども、その辺のちょっと割合というのを教えていただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 北山企画経済部長。

企画経済部長（北山一幸氏） 率でいきますと、イオンさんとそれからテナントさん含めまして、約40%ほどという状況で今ございます。上位、そうですね、40%ぐらいに今なっております。そのほかは、あと薬局さんだとか、それから燃料屋さん、これらが続いているという状況でございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） イオンさん、本当に当初は多くの方がイオンさんを利用するのかなと思われた中で、40%と聞き、本当にほっとしたところであります。私も見ましたけれども、飲みに行っても利用されている方がいたりとか、タクシーの中でも利用されている方がいたりとか多くの方が利用してくれて、市民の方にとってもよかったのかなと思っております。また、建設関係、800万円ほどということありましたけれども、やはり先ほど丸山議員の質問の中にも住宅リフォームとかありましたけれども、そういうのと絡めて、やはり有効に市民の方も利用していたのかなと思っております。そういう意味では、これからは私は続けていただきたいなど。

そのような中、今回、三笠市の場合、1億2,000万円ということで、当初は2回ぐらい、お盆と年末の2回ぐらいという予定を組んでいたらしいのですけれども、1度にしたという、そういう経緯わかっておりますけれども、管内でもこの間何か新聞にもちらって出ていましたけれども、2回目以降もやっぱりやるところが出てきたという、何か経済対策、やっぱりもう少しまちのことということで、2回目以降考えが出ているみたいなので、ちょっと管内の動きわかれば、教えていただきたいと。

議長（高橋 守氏） 北山企画経済部長。

企画経済部長（北山一幸氏） 今御指摘のとおり、管内で1、2、3、4、5、6、7市町、美唄市からそれから長沼、それから由仁、南幌等々で、額はいろいろございまして、美唄では商工会さんがなさっているのが今回550万円、それから一番多いところで長沼町さんが4,800万円という状況で、11月と12月にかけて実施しているという状況でございます。今の550万円は発行額でして、多分これは美唄の商工会さん独自でやられている2回目だというふうに思っております。1回目は美唄さんも6,000万円売っていますので、これからいくと、2回目は独自の事業かなというふうに考えてございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。ほかの自治体でもやはり効果があったと見えて、2回目しているのだと思います。

そのような中、先ほどの最初の答弁の中であったと思いますけれども、今後について、国の政策自体が変わって、予算もはっきりしていないということで、先が見えないのだと思います。十分わかっております。

それで、先ほどの話では、加盟店さんにも何とかという話をちらっと聞かせていただきました。前回、平成11年度のとときとかも、やはり協賛金を集めて商店街さんとか、あと加盟店さんには換金手数料という形でいただいてやったという経緯があるのですけれども、実際のところ、やはり地元の企業、商店も含めて、本当に厳しい状況なのです。果たしてこういう加盟店、協賛金を集めるとか換金手数料等を取る、そしてやりたいのだと言われたときには、正直厳しいかな。そこまでして商工会、私も商工会員ですけれども、そこまでやると、なかなか厳しいかなという店舗さんもあるのかと思いますので、その辺は参加してくれる店舗さん、企業さんなりと商工会を通じて十分協議していただいて、できればそういう事務経費等も行政のほうで持てるような方向で考えていただきたいなど。額は別に大きくななくてもいいと思うのです。1億2,000万円とかという話では全然なくていいと思うのですけれども、やはりより皆さんから見て効果のある政策をとっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 答弁ということでもないのでしょうけれども、先ほどちょっとお話あった飲食業でも使っていらっしゃると。パーセンテージでは2.2%ぐらいなのですが、それでも飲食業で240万円使われているということのようです。議員、御指摘のように、イオンについては、私ども完全にやれば、前の生協まではいかないにしても、50%を超えるだろうなと思ったのがこのぐらいで、それからいうと、この中心部の商店がかなり頑張らせていらして今の状況をつくってくれたと。大変ありがたいなというふうに思っています。

それで、2回目、来年度以降の問題ですが、これはことしの分に関しては1億2,000万円あって、本当は言われましたように2回に分けようということで、ですからその2回目をほかの市町村やっているところはやっているということだと思いますが、私どもとしては、トータルで売って、やっぱり額を大きくして、市民に少しリッチ感を持ってもらってやっていくほうがいいということで、そのかわり期間を長くして1月24日まで、だからお歳暮でも使えるようにと、そういうふうにしたわけです。ですから、それはきつと効果はかなりあったというふうに思っておりますし、よかったのだろうと。ただ、これはもろ刃の剣といいますが、これを余り多用すれば、本当に経済にとっていいのだろうかと。今よくいわれる農業政策等と同じで、戸別所得補償といってやっていけばやっていくほど、農業の体質を弱くするのではないかと。これを同じように、商業も似たようなことが言えるのかもしれない。ただ、こういう大変なときだからこそ、カンフル剤をという

ことで考えたわけです。

来年度についてどうするかということなのですが、今、判断はちょっとしにくい段階です。市の全く単独費用を出してまで取り組むべきだろうかということは、これ非常に今回の予算編成の中でも難しいところですから、これはもしも本当に厳しくなって、やっぱり底上げ必要だという判断をした場合は、これは補正でも何でもやっぱり取り組んでいくべきだろうとは思いますが、そういう判断をしやすくしてくれるのが、国の経済対策が、このまま三笠が悪くなるということは全国的に悪くなるということでもありましょから、国の経済対策がどう出るかということなのだろうと思います。その中で、一定のものが検討できれば、今回こういうふうなことで全国的に喜ばれたわけですから、そういう意味ではそういう動きも可能性としてはあるのかなというふうに思いますので、私どもとしてはそれも横目で見ながら、経済の冷え込みぐあいも見ながら、考えられる時点では大胆に打つことも必要だというふうに、現状考えているというところまでで、御容赦いただかなければならないのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） 以上で、武田議員の質問を終わります。

昼食休憩に入りたいと思いますが、昼食休憩中、議員会の役員会がございますので、午後の開始を1時20分からにさせていただきたいと思えます。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時16分

議長（高橋 守氏） 昼食休憩を解き、会議を開きます。

次に、4番齊藤議員、登壇質問願います。

（4番齊藤 且氏 登壇）

4番（齊藤 且氏） 平成21年第4回定例会に当たり、本年8月に自公連立政権が惨敗後、民主党を中心とした新政権は、前政権が景気対策として組んだ1次補正予算の凍結と事業仕分けによる無駄の洗い出しなどの影響が原因と思われる経済不況と格差社会の深刻さを感じます。三笠市においても、9月議会で議決された子育て応援特別手当の廃止やダム問題の影響も懸念されるところです。マニフェスト主導の新政権が及ぼす影響が、外交問題、経済問題など深刻な事態に感じてなりません。これらを考慮しての通告質問とさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、市政執行方針の健康づくりの中で、新型インフルエンザの発生を懸念された対策も講じられておりましたが、実際に発生を見たとき、どこまで拡大し、どこまで影響を受けるのか一抹の不安も感じました。国のほうもワクチン不足や接種者の原因不明の死亡者の発生など、現在も混乱が見られます。

そこで、新型インフルエンザの取り組みと私が本年第1回定例会で提案した肺炎球菌ワクチンの助成についての考えをお聞かせください。

次に、地域福祉について執行方針の中でも地域ぐるみの見守りなど、小地域ネットワーク活動の拡充を述べられております。しかし、社会情勢が激変する中、三笠市の高齢化率



が42%と年々増加傾向にある現在、孤独死についても関連がありますので、考え方と統計があればお示しく下さい。

次に、AEDの保守点検の状況についてお尋ねいたします。

AEDのふぐあいが原因で今月と4月に奈良県での死亡報告があり、緊急の調査を行うよう要請があったと聞いております。三笠市の状況をお聞かせください。

次に、幾春別川総合開発事業、いわゆるダム問題です。この事業の見通しについてお尋ねいたします。

市政執行方針でも明らかなように、三笠市としては早い完成を待ち望んでいることと思います。新政権誕生後の群馬県八ッ場ダムをはじめ、公共事業全体が税金の無駄ととらえての中止、凍結が広がりを見せており、関係機関の方々は大変憂慮されていることと実感いたします。

さて、環境省が選定した全国各地の名水に昭和60年に選定された名水100選と、昨年6月に選定された100選の名水、200選が全国各地にあります。私は本年8月から名水で有名な虻田郡京極町の羊蹄の噴き出し湧水と千歳市蘭越のナイベツ川湧水に私の家の水道水と真狩村羊蹄の水の4種類の水の味比べを何度か試したことがあります。私の家の水道水が1度目は3位、2度目は2位との優秀な成績でした。私たちが毎日飲んでいる桂沢水道水が大変おいしい水であるとの証明だと思えます。さらに、この桂沢水道水が全国にある水道企業団の中で最も低価格であると聞いてもおります。また、このたび物議を醸したダム問題の報道によると、中には温泉水や生活排水などが流入した大変水質の悪いダムや水のたまらないダムなどさまざまあるようです。その点、桂沢ダムは多目的ダムとしての役割を十分に果たし、たくさんの恩恵を与えてきたダムと言えるのではないのでしょうか。桂沢ダムを基本とした幾春別川総合開発事業の見通しについて、現在までの経過と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、農業についてお尋ねいたします。

執行方針に本市の基幹産業と位置づけ、基盤強化に取り組む趣旨が述べられてはおりますが、政権交代による国が検討している戸別補償制度の対象者は、現時点では主食用米の生産者に限られ、農業者から不満の声も上がっております。また、本年7月の低温と長雨の影響で、多くの農業者から不作の声も聞かれます。さらには、ここ数年ふえ続けるシカやアライグマによる農業被害も深刻になってきております。市内の住宅地の畑にまで出没し、枝豆やトウキビが全滅したとの声も聞きました。これら鳥獣被害は全道に広がりを見せており、三笠市だけの問題ではありませんが、対策や取り組みなどをお聞かせください。

次に、給食費の無料化についてお尋ねいたします。

この事業は少子化対策の一環として、2006年全国に先駆け実施した事業でもあります。しかし、民主党政権がマニフェストに掲げた子ども手当が実現したとき、現在の児童手当の負担分より率から試算すると増額する心配もあります。

そこで、児童手当の負担と子ども手当の負担をお示してください。

さらに、給食費の無料化が必要なのか、お聞かせください。

次に、子育て応援特別手当についてお尋ねいたします。

民主党を中心とした新政権が自公連立政権の政策を完全否定し、新たな政策を押し進めております。しかし、沖縄問題など、外交である国と国、またダムや道路など国民と国の約束事を簡単にほごにしてよいのか、疑問と怒りを覚えます。子育て応援特別手当を簡単にほごにしてよいのか、9月議会で決めた市民との約束事と思いますが、小林市長の見解を求めます。

以上で、私の壇上での通告質問を終わらせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、ただいまの御質問のまず新型インフルエンザの対応についてというところからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市政執行方針の中で市民の健康を守ることから、その新型インフルエンザの対応をどう考えているのかという趣旨ではなかったかと思いますが、まず新型インフルエンザに関しましては、これまでも議会または委員会等でも幾度かにわたって御質問いただきながら参っております。その都度お答えをしておりますけれども、これまでの対応といたしましては、ことしゴールデンウィークを境に国内でも発生し始めて、そして9月に入りましてから、本市内でも発生を見たというところでは、まずその以前には予防対策ということでは、市広報またはホームページ等で市民の皆さんにはかからないように、またかかった場合には気をつけましょうというような内容でPRをさせていただいたところでございます。また、最近では新型インフルエンザのワクチンが優先対象者を初めとして開始が始まりましたので、それに備えたPR等も関係機関、学校等通じて、また広報も通じてPRをさせていただいたところでございます。

対応ということでは、方針の中にも載っていたかと思うのですが、行動計画、これにつきましても、これは昨年末から副市長からも御指示がありまして、早くつくるようにということだったのですが、なかなか国のほうも行動計画を見直したりとかということがありまして、また私どもとしましては、北海道の行動計画なども参考にしたいというふうに考えておりましたが、それらもなかなか示されなかったこともありまして、ちょっとおくれた向きもございました。しかし、9月1日付で、この私どもの市の対策行動計画というのを策定しております。

若干内容について基本的なところだけ触れさせていただきたいと思いますが、計画の内容につきましては、感染の予防、それから拡大を防止するための三笠市、それから市民、事業者の役割を明確にしたものでございまして、まず市の役割としては、未発生期を含め、各段階ごとの庁舎内の各部の役割を明確にしたもの、それから発生した段階では、市長を本部長とする対策本部を設置するというようなことを掲載しております。また、市民

の役割といたしましては、発生に供えての食料品や備蓄に関すること、それから発生後の手洗い、うがいなどの励行等について掲載していると。また、事業者につきましては、従業員が感染した場合の対応、そういったことについてまとめたものでございます。

また、資料編といたしまして、新型インフルエンザに関する基礎知識ですとか、医療機関へのかかり方、用語の解説なども盛り込んだものでございます。

これが策定されたということにつきましては、11月の広報で市民の皆様にはお知らせするとともに、市のホームページにも掲載させていただいております。

それから、同じくこの肺炎球菌ワクチンです。議員からも3月にも同様の質問をいただいております。まずちょっと結果が出せないでいたことを、まずおわび申し上げたいと思うのですが、そのときにお答えしていた内容では、私ども専門家のお医者さん、医師などの意見も参考にしているということで判断をさせていただきたいということでお答えしていたと思うのですが、その後、市の医療問題協議会のほうにちょっと頭出しをさせていただいたのですが、なかなか全体の委員の中、委員全体で論議するというのも大変だということで、この協議会の中に二つ部会がございまして、健康増進事業推進検討小委員会という、その小委員会のほうで、改めて議論をしていただくことにしてまいりました。しかしながら、この小委員会も先生方の都合等もございまして、なかなかちょっと開催できなくて、先月の11月に入りまして早々に開催をさせていただいたところでございます。そういったところで、ちょっと私ども遅くなって大変申しわけないなと思っています。

その中で、いろいろ意見が出されました。その一端をちょっと御紹介させていただきたいと思うのですが、まずこの肺炎球菌ワクチンにつきましては、医学的に見て、まず効果があるというのは間違いない。ですから、進めていく意義はあるであろうということが出されました。しかしながら、三笠市の場合は、高齢者数が非常に多すぎると。ですから、例えば年齢にもよるとは思うのですが、一般的には65歳以上を対象とするということになれば、全65歳以上の高齢者の方が受けるということになれば、大変な金額になると。ですから、財政的な負担を考えると大変であるので、またこの限られた予算を有効的に使わなければならないというようなことも言われました。それと、今申し上げました対象年齢です。これ65歳で切るのがいいのか、以上にするのがいいのか、70歳以上にするのか、75歳以上にするのか、この辺もあります。ただ、余り年齢が高くなってから接種しても余り意味がないのかなと、私は思うのですが、その辺のちょっと見きわめもまだできていないということでございまして、もう一つは手法として、既に接種した方のデータなんかを集めてみて分析する方法もあるのではないかなというような、さまざまな慎重かつ多くの意見をいただいたところでありまして、改めて少しこれはそういった意見をもう一度先生方とも相談させていただく機会をつくって、研究する時間を少しいただきたいなというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ、3点目ですが、孤独死の状況、データのなものであるということで御質問いただきましたが、まず今回はそのお答えをする前に、孤独死というのがどういったもの

なのかということ、内部でもちょっと議論になりまして、一般的にこれまでも孤独死と申しますと、私たちもひとり暮らしの方が亡くなったらイコール孤独死というような、そういうニュアンスをちょっと持っていたのですが、本当にそれでいいのかなということだったのです。結局、例えばおひとり暮らしの方でも周囲の、例えば町内会の方とかと日常コンタクトがあるとか、お世話をさせていただいているだとか、また身内の方が週に1回とか2回とか来て面倒を見ているというような状況であれば、全く孤独ではないのかなというようなこともちょっと考えまして、これまで考えていたひとり暮らしイコール孤独死というのは、まずどうなのかということがちょっとありました。私もインターネット等でちょっと調べたのですが、もう一つ孤立死という言い方もあります。孤独死というのは、この語源というのがどうなのかとははっきりしていないのですけれども、まず孤独死というのはいつごろ言われ始めたかは不明でありますけれども、1995年の阪神淡路大震災が起こったときに、仮設住宅での一人きりの死を、新聞などの報道で孤独死として報道して広まったということが載っておりました。また、孤立死とは厚生労働省が制定した言葉で、独居老人などが地域から孤立した状態で亡くなることとしていると、客観的な言葉だというふうな、これは参考になるかどうかわからないのですけれども、そういったことが載ってありまして、改めて、今これから数字的なことは申し上げますが、孤独死という、イコールではないということを押さえていただければなと思います。

そこで、これは数字的には消防サイドのほうからいただいた数字でありますけれども、5年前、平成17年が4人です。それから、平成18年が5人、19年が2人で20年が2人、ことしに入りまして若干ふえまして、今までで9名、9人ですね。

それで、今申し上げました、前段に申し上げましたどういったところで独居、孤独死という判断をするのかという本当定義がなかなか見つからなくて、例えば発見されるまでの期間がどれくらいあったのかというようなこともあろうかと思うのです。警察署のほうではなかなか教えてくれないということだったのですが、けさほど私ちょっと三笠署の刑事課長さんにお会いしまして、本当に教えてくれないのかということで行ってきたのですが、やっぱり個別には教えていただけなかったのですけれども、ことしの9名の方で見れば、最短で1日、最長で10日から2週間ぐらいということは聞いてまいりました。それはちょっと参考までにとということでございます。

そこで、対応ということなのですが、さきの決算委員会でも扇谷委員からちょっと質問がございまして、お答えをさせていただいたところだったのですが、先ほど委員の質問にありましたけれども、私どもとしましては、これはいわゆる年齢に関係なく一人で亡くられる方はやっぱりこれはやっぱりあっては、本当はないほうがいいのかということありますから、これまでも地域に民生委員さんですとか、それから母子保健推進員ですとか、いろいろ役割を持っていらっしゃる方々もおりますけれども、これらを本来ある役割とかそういったものをもっと表に出していただいて、連携が図れるようにということ、私どもの保健福祉課、それから地域包括支援センターが中心になりまして、

それぞれ情報交換をしていくような体制をとということで作り上げたところでございます。その中には、今までは公的機関等を含めて対応していたのですが、さらに民間事業者、例えば新聞販売店の方ですとか、郵便配達の方ですとか、そういった方々にも協力いただくようなことで考えまして、これまでも今までのところ、担当課のほうでそういったところも足で歩きまして、お願いをしながら、今度そういった地域にいる方々が、もしそういった状態にあるような、困っているようなことがあれば、速やかに情報をいただいて対応していくというような体制をつくっていきたいということでお願いをして歩いているところであります。ですから、そういったことを地道に地域ぐるみでできるような、そういった体制をこれからつくっていきたいと。場合によっては、関係者に集まっただいて、情報交換の場を会議を設けるなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、最後のほうで御質問いただいておりました子育て応援特別手当の考え方なのですけれども、これも御承知のように、子育て応援特別手当につきましては、国の平成21年の第1次補正予算に組み込まれまして、本市においても、先ほどおっしゃいましたように、第3回定例会に提案させていただいて御承認いただいて、準備を進めてきたところでありますが、政権が交代したこともありまして、これによって正式に10月29日付で北海道からこの執行停止の通知がございました。そういった意味では、この停止した主な理由としましては、これも御承知のように、新政府がマニフェストに掲げた子ども手当を実現するといったようなことがありまして、単発的な子育て応援特別手当をやめて、その分の財源もそちらの手当のほうに、新しい手当のほうに充てることによって、恒久的な施策としてやっていきたいということでございます。ですから、全く考え方を基本的に変えたと、政府が変えたということでございますので、私どもといたしましては、やはり新しい制度のほうに財源も持っていきながらといいますか、そういった形でやっていくしかないかなと。子ども手当のほうも、いまだにまだちょっと財源の面がきちんと打ち出されておられませんので、どうなるかということはこれからも注視していきたいと思うのですけれども、前段で児童手当の財源が、予算が幾らになるかという質問があったと思います。児童手当の分は、平成21年度の予算で申し上げますと、総額が4,344万円です。そのうち三笠市の負担分というのは、1,238万円になるということでございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 長谷川消防長。

消防長（長谷川浩二氏） AEDの保守点検ということで、ふぐあいが発生したということで、そのことについて私のほうから御答弁したいと思います。

今、問題となっているAEDというのは、電子機器の部分でふぐあいがあったということなのです。それで、今、問題となっている自主回収の保守の必要なAEDというのは、医療機器の製造会社であります日本光電が輸入販売したアメリカのものですけれども、カルディアック・サイエンス社ということの4機種であります。これは全国に10万7,0

00台が設置されています。その中でふぐあいというのは、約7万3,000回に1回ということで聞いております。本市には12の公共施設にAEDが設置されており、今回の会社の自主対象の対象となるのは、7施設7台であります。回収の中身はソフトウェアの入れかえを平成22年5月以降から行うもので、その間は日本光電工業が配布する機具、小さな機具なのですけれども、これを月1回そのAEDに差し込むことによって点検ができるようになっていきます。その機具も現在、各施設のほうに会社のほうから点検機具ということで、もう既に配布されております。みずから点検ができるという状況になっていきます。この部分では、今現在設置されている7カ所というのは、市役所、市民会館、三笠ドーム、ことぶき荘、三笠小学校、三笠中学校、岡山小学校です。この状況からいきましたら、現時点では使用に問題はございません。

以上です。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、幾春別川総合開発事業の見通しということで、お話をさせていただきたいと思っております。

新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムにつきましては、昭和63年から北海道開発局などへの道内要望、また国会議員、国土交通省などへの中央要望というものを夏と秋の年2回、実は行ってきております。ことしにつきましても、7月に道内要望と中央要望を実は実施してきたところでございます。

なお、政権交代後につきましては、従来の秋の要望行動、これのほかに、北海道知事、道議会議長への要請、南空知地域主権民主政策懇談会、また民主党北海道選出国会議員と北海道市長会との政策懇談会、あともう一つございまして、北海道市長会秋季中央要望、これらを行ってきたという経過がございます。また、先週9日の北海道知事と直轄ダム事業に関する意見交換会、10日の国土交通大臣への要望、これは先ほど市長のほうから行政報告させていただきましたが、これらを行ってきている状況でございまして、現在の要望につきましては、今あります桂沢ダム、これが完成後も7度の洪水被害を受けて、5名の死者まで出ているということと、あとダムの老朽化などもありまして、特に治水対策上、ダムの早期完成につきましては、地元流域住民の総意であるということをお話しているところでございます。

なお、国土交通省は平成22年度からのダム事業の進め方につきまして、政府予算案の提出時まで明らかにするというようになっておりますが、現在はできるだけダムに頼らない治水をとすることを検討する今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というのが現在設置されておまして、全国のダム事業について継続するかどうか、その辺の判断する新基準の制定を現在目指しているということでございまして、来年の夏に中間報告と、再来年の夏に最終提言を行うというふうなスケジュールになっているところでございます。このことから、今後につきましても、国の動向を注視いたしまして、市長を先頭に幾春別川総合開発事業、この要望を行っていく予定ということで考えております。

なお、このダムに関して、これ私の感触ということでお話しさせていただきますと、この両ダムにつきましてはダムの当初建設、これを検討する際にも、河川整備によるものがどうなのかと、費用対効果ということになると思うのですが、その辺も検討された上で現在のダム事業は進められているということが1点ありまして、あとこのダムの流域住民はもう総意で早期につくってほしいと。反対する人はだれもないということもありまして、一呼吸置かれることになるかもしれませんが、事業は計画どおり今後進んでいくというふうには思っております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 北山企画経済部長。

企画経済部長（北山一幸氏） それでは、私のほうから農業被害対策について御答弁させていただきますと思います。

本件につきましては、ことしの農業委員会の建議においても、有害鳥獣対策につきまして、国、北海道に対する被害防止策の充実と対策について要望を受けているところでございます。

それでは、若干現在の農業被害の現状につきまして、御説明申し上げたいと思います。

空知地方におけますエゾシカの個体数の実態調査というのは、まだ未整備でございますので、従来道東のほうを中心だったものですから、こちらのほうはまだ個体数の調査は未実施ということになってございます。ただ、言えることは、急速に増加しているだろうというふうに推測されてございます。被害額でいきますと、平成20年度のデータでございますが、北海道全体で約40億2,000万円ほどというふうになってございます。支庁別でいきますと、一番が釧路支庁の9億3,000万円、それから日高地方の7億7,000万円、で空知支庁につきましては、約1億円に満たないのですけれども、約七、八千万円だろうというふうに言われてございます。

これらの実態を受けまして、北海道としまして、道東を中心にネットフェンス、電気さくの整備を一時行いまして、被害額といたしましても、平成16年の段階ですが、一時どんと下がったという実績がございます。ですが、その後、再び個体数がふえ続けまして、現在では道北や道央、道南、北海道の全域に広がっているという状況で、昨年度は10年ぶりに40億円の被害を超えているというふうに報告を受けてございます。

そこで、三笠市の対応についてでございますが、市の対策といたしましては、駆除に対する対策といたしまして、シカ、クマにつきましては、北海道猟友会三笠支部に21年度も委託いたしまして、シカにつきましては、年間200頭前後の捕獲をさせていただいてございます。クマにつきましては、出没の状況等々を見まして、巡視などを行っているという状況でございます。アライグマにつきましては、三笠網わなの会に委託いたしまして、昨年度で箱わなを使用いたしまして、62頭の捕獲をしているという状況でございます。

三笠市も平成18年度なのですが、北海道の地域政策総合補助金というものがございま

して、これらを活用して電気牧さくを12の農業の方が実施したという実績がございます。

では、国、北海道の補助制度はどのようになっているのかということでございますが、国の制度といたしましては、鳥獣被害防止特別措置法が平成20年に施行されまして、それに伴いまして、鳥獣害防止総合対策事業なるものが実施されてございます。事業の採択条件といたしましては、農業者、それから市、農協、それから狩猟者等々でできます協議会を設置いたしまして、全市的なネットフェンスと、それから電気さくの整備を行うことが条件ということになってございます。補助率は2分の1で残りの部分は協議会等のメンバーで負担することとなっているところでございます。したがって、農業者の方のみずからの負担も高額になるというのが実態でございます。

それからまた、北海道の補助事業といたしまして、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、北海道地域政策総合補助金制度がございます。これにつきましては、事業費の採択条件といたしまして、1,000万円以上の事業ということでございまして、これらにつきましても、農業者が集落単位として取りまとめまして、補助率が2分の1ということで負担も大きいということで、農業者の方みずからの負担もかなり出てくるという状況でございます。

いずれにいたしましても、国、北海道の補助事業につきましては、採択条件が厳しいという実態がございまして、今後の対応といたしましては、農業委員会の建議のときにも回答させていただいてございますが、農業者の皆さんとも協議いたしまして、国、北海道に対して補助制度の採択条件の緩和、それから駆除に対する補助等々につきましても、制度拡充を要請してまいりたいと、このように考えてございます。

しかしながら、先日行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、鳥獣害対策につきましては、今後、国が行うべきではないという判断が示されまして、事業の実施について各自治体の判断に任せるということが書かれて、まだちょっと詳しくはわかりませんが、今そういうふうに言われてございまして、これらがなければ市町村、それから農業者の方も事業できないので、これらについても動向を見きわめながら、国等へ要望してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどお話にございました市民生活、家庭菜園における被害ということでございますが、私ども大変申しわけないのですが、その状況を押さえてございませませんが、基本的には農業被害、これを対策が充実されれば、これらの問題も解決するのかなということで、現在につきましては農業被害対策を十分考えていくべきかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 黒田教育次長。

教育次長（黒田憲治氏） 給食費の無料化の関係についてお答えしたいと思います。

この給食費の関係につきましては、以前もお話ししておりますけれども、子供たちに助



成している部分というのが余りないものですから、お年寄りにはぬくもり除雪とかいろんなサービスを実施しております。

そこで、当初は医療費の助成するとか、保育所の入所の部分で多少負担を軽減するという中から、公平平等で給食というのは該当する人全体に行き渡るということで、平成18年度からスタートしてございます。

今回、民主党の子ども手当ですか、この関係で月額2万6,000円を12カ月と、トータルすると31万2,000円になりますけれども、これを今実施することによって、児童手当とか、それから市民税、税金の控除も引きますと、効果的にはかなり減額された額になるのかなということも踏まえて、来年に向けては、まだ現実的に半額の部分ということも含めて、給食費の無料化については継続してまいりたいと。ただ、今、小学校1年から6年生までですか、教育費にかかわる合計が文科省の資料では200万円、これを6年で割りますと、1年間33万円ということもありまして、三笠市としましては、来年度も無料化を継続していきたいという考え方を現在持っているということでお答えしたいと思います。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） 申しわけございません。先ほど御質問の中で1点、子ども手当が幾らぐらいお金がかかるのかというところを答弁漏れておりました。失礼いたしました。

それで、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、国のほうの方針がまだ定まらない中で、この財源を当初は国が責任を持ってということところが、今は地方にも負担をしていただくようなというような動きになっておりまして、そこがどういった考え方になるのかというのはまだ明確になっておりませんが、一つの考え方として、今のその児童手当の市町村の負担、この割合を当てはめた場合の数字で申し上げたいと思います。

先ほど申しあげました児童手当の市の負担額が1,238万円ということで、これが28.5%になります。基本的には市の持ち出しは3分の1なのですが、計算しますと28.5%と。子ども手当は御承知のように、一月2万6,000円ですが、来年は1万3,000円ということございまして、今の段階での中学生までの人数が823名ということで押さえておりまして、これをそのまま月数と1万3,000円で掛けますと1億2,838万8,000円でございます。そのほかに、システムを改修するのに、恐らくこれは全くつかみなのですけれども、200万円ほどかかるのではないかとということで、合計いたしますと、1億3,038万8,000円ぐらいかかるのではないかと。これが23年からは月2万6,000円になりますので、その手当の分は倍になりまして、2億5,677万6,000円ですね。先ほど申しあげました28.5%を掛けますと、22年度の市の負担額が3,659万円ですね。23年度からは7,318万1,000円というような見込みでいるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 最初のインフルエンザのことは、これは市政執行方針後の実際にあった話なものですから、それはそれで僕も市の対応をとにかくという話にはならないのですけれども、ただこの肺炎球菌ワクチンについては、僕も3月でもいろいろと数字示してやったことなのですけれども、来年度からはこの肺炎球菌ワクチンを小児用のワクチンまで今国のほうで考えている、こんなことも読んだこともあるものですから、やはり今の医療は治療もそうですけれども、事前の予防対策だとか、そのようなことでもって取り組みが進まれていると思いますので、予防の意味におかれましても、できるだけ、やはり直接の死亡につながらないようなためにも、肺炎球菌ワクチンの実現に前向きでお願いできないものかなと、こんなことで今回通告させていただきましたので、この点も前向きに、来年度は小児用まで拡大するということもあるものですから、御検討お願いしたいと思います。

それと、孤独死の関係なのですけれども、やはりこれからますます地域とのかかわりを各自治体もこれは重要な課題になってくると思うのです。それで、地域は地域でこの高齢化率42%の中でも一生懸命やっているとは思っているのです。ただ、それが一定にどのように向いているかということも一つの、この孤独死がふえることがどうなのか、もっともっとそしたら地域の何かシステムだとかそんなことも前向きに考えながら、具体策としてこれからも取り組む必要があるのではないかなと思っています。それで、以前にも僕この孤独死のこと提案したことあるのですけれども、夕張市も年間9名ほど亡くなっている、こんなことを聞いたことがあるのです。それで、その夕張市と比較したときに、三笠市はその時点では1名か2名だったと記憶しております。そして、この今示してくれた人数からいっても、そこそこ各地域も頑張っているのかなとは思っているのです。それで、例えば今お年寄りが一人でもって閉じこもりをなくするためにも、行政側もふれあいサロンだとかでそのお年寄りたちを外に出して一緒になって活動しながら、地域のこの協働のまちづくりを目指しているとは思っているのです。ただ、その中でも町内会も一生懸命やっているのですから、その段階で一つの数字として考えたときには、僕はこれは一定の評価ではないのかなと思っているのですけれども、ことしの場合のこの9名というのは、何か異常に上がってきているのかなと。これも一つの社会情勢の反映と高齢化率が上がった原因もあるのかなと、このようなことの認識のもとで、今後もこの地域福祉について取り組んでいっていただきたいと考えております。

それと、AEDに関しては、やはり数年前からAEDは必要だということで取り組みが全国的に広められて、今このAEDについてもなかなか一定の設置が済んだ後には、したらそれをだれが保守管理するのかとか、そんなこともだんだん薄らいでくると思うのです。それで私もAEDの講習を受けたことあるのですけれども、もう年数もたてば、なかなかこれ忘れる部分もあるし、いざその場に行ったときに、果たして使えるのかなと、こん

な心配も持っているものですから、今後も積極的に、せっかくAEDがあるのですから、使わないのが一番いいのですけれども、高齢化率が上がってくれば、そんな場面にも想定することも十分考えながらやっていかないとだめだと思うものですから、この講習会なりなんりのこういうようなことも積極的に行っていただきたいなと思います。

それと、ダム問題なのですけれども、これもなかなか今ダム問題のことははっきりいうと難しいのかなと思っていますけれども、先ほどの報告いただいて、このことは一つの明るい希望なのかなと、こう思いますので、今後もやはりいろんなガラス張りにすることがいいことかどうかそれはわかりませんが、市長の言われているしたたかなまちづくりのそのしたたかさでもって、今後もお願いできればなと思っています。

それと、給食費の無料化ですけれども、このことも三笠市給食費無料化と発信したときに、物すごい全国に波紋を投げかけたというか、一石を投じたことなのです。それが今回のこの皆さん方で議論しながら無料化を推し進めたことが、子ども手当になると、今度はかなりまちの負担がふえる、そんな中でもこれがやっていくことがいいことかどうか。また、子ども手当によって若い世代が今度負担率も下がると思うものですから、そんな中でも給食費が果たしてやるべきなのか、こんなことをやはりこれからも考えていってもらいたいなと思っています。

それと、子育て応援特別手当ですけれども、これはこれでやはり一定の市民との約束事ですから、今この日本の国が一つの混乱は、約束したことをほごにしようとするのが大きな混乱にもつながっている、こんなことも感じるものですから、一度市民と約束したことは簡単にはやめますよということが果たして国全体のモラルを考えたときにも、これが金額の問題でなくても、精神的なことを考えたら、そんな簡単な問題ではないと思っていますので、この点、市長どのようにお考えでしょうか。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 幾つかありましたので、簡単なほうから御説明申し上げたいと思っております。

ダム問題については、大変寝耳に水という形であられまして、ハッ場が出たときに、まさか桂沢出ると思わなかったのです、正直なところ。ただ、ハッ場が50年もたってまだできないということ自体が、私自身にとっては不可思議は話でありますから、そういう意味では私どもの問題としてはやっと念願で、昭和32年できて、52年たっているのです。その間、よくダムに泥がたまると、こういうようなことがありますけれども、三笠は3.6%、全貯水量に対して3.6%しかたまっていない。しかも52年間です。ですから、1年間の堆積量というのは本当に0.何ぼという状況ですから、もう模範のダムからいくと、全国でいくと、うちなんかは10本の指に入るぐらいの優秀なダムなのです。今回、かさ上げすることによって、今回、議会のほうも意見書案出してくれるようで、けさ見させていただきましたけれども、洪水調整にしては約4倍近い水を放出するのを支えてくれるという最高の状態で、これ満水の状態になって、それでも2.2%しか土砂の堆積

量ないと。つまり下がるわけですから。それほどこのダムの底にある岩盤はしっかりしている。約8,000万年前の地層ですから、8,000万年という長い歴史の中できちとなった岩盤でありますから、そういう土砂が削られるということは、表土はとられますけれども、そういう状況ですから、これからは科学的なデータをしっかり持って、有識者会議に負けないような理論武装をして対応していきたいと、このように思っております。

それから、給食費の無料化については、私が市長になったときに、私の公約として全国で初めてやったのでありまして、私はそのときに議会の皆さんにお約束したのは、私が市長である限りは続けますと約束しておりますから、今回の児童手当とか子ども手当とは全く関係なく、そのまま実施していくつもりであります。

それから、孤独死の問題ですが、実はこれ警察で孤独死と言っているのかどうかかわからないですけれども、必ず死亡したときにだれもいない場合は、必ず警察の手が入ります。司法解剖します。私の知っている範囲で、実は前の日の夕方亡くなった方とお話しして、翌日の午前中に家族が来てみたら死んでいた。これも数の中に入っているのです。私も警察から事情聴取されました。きのう市長さんその方とお会いしましたかと。私はお会いしたのは、私は直接はお会いしませんでしたけれども、うちの家内と隣の奥さんは一緒にお会いしましたよと言っているのですけれども、実は最終的には孤独死のこの9名の中に入っているのが実態なわけですから、この辺どういうふうな定義の仕方、さっき担当部長のほうが言っておりましたけれども、そうなるのかということも、これはやっぱり我々としても見解を出していかなければいかんだろうというふうに思っております。

それから、先ほど家庭菜園の問題ありました。私は実態はよくわからないのですけれども、シカやアライグマが来ているとは聞いていないのです。たまたまキツネが来た、入ったというのは聞いていますけれども、それより犬や猫のほうが多いのではないかなというふうに思っているのです。ですから、家庭菜園については、それぞれの家庭で頑張ってもらいましょうがないなというふうに思っております。

それから、政権交代ということについて、この前の経済対策といって15兆円の補正予算が削られましたね。これが果たしてどうなのかと、私は全くの素人ですけれども、私が前の市長から引き継いだ段階で常に言われたことは、前の市長が約束したことはある程度はこの行政の継続性という意味からすれば、それはきちんとやらなければいけないのだというふうに私は思っておりましたし、そういう認識しておりますから、突然我々が予算で組んでいたものがひっくり返されるというのはどうなのかなという思いはあります。ただ、仕分け作業が国民の目線で予算が決めたり、あるいはこういうものもあるのだということは確かに必要だということはいえますけれども、それは無駄とは私は限定できないのではないかと。無駄はやっぱり削らなければならない。天下りによって1週間に1回か、月に1回か2回出て、その年収が1,000万円を超えるような収入があるという、そういう実態はやっぱりこれはただしていかなければならない。そういう意味では、今回の仕

分け作業というのはいろいろな問題提起をしてくれたなと思いますけれども、私たち、これから具体的に4月以降、先ほど副市長が答弁しましたように、どういう状況になってあらわれてくるのかということは、まだはっきりしないものですから、なかなかコメントすることは言えないと思います。先ほど給食費のことも申し上げましたけれども、もう既に全国的には数カ所実施しておる自治体もありますし、また今年度からやるという自治体もふえてきております。これは全国的な一つの流れなのかなというふうに、これはあくまでも少子化対策ということの一つの分野なのかなというふうに思っております。いずれにしても、今事務段階では新年度予算のためのいろいろな準備をしておりますけれども、できるだけ情報を早くとりながら、年度途中で変更することのないように、あるいは全く意味のない事業計画を立てたりしないように、慎重に作業を進めていかなければならないだろうというふうに判断しておりました。こういう三笠という状況を常に意識しながら、そしてまた多くの市民の皆さん方が、本当に目に見える形で我々も情報を作業、情報化公開化ということをいろいろ工夫しながら、今後取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 先ほどの家庭菜園の話ですけれども、別に私言いたいのは、そのその家庭家庭でつくっている畑まで守るとかそんな話でなくして、実際あったのは幌内なのですけれども、枝豆とトウキビが全滅したと、シカにやられて。ということは、やはり各地域からのいろんな情報を、畑のあれをどこが所管としてやるかとかそんな話でなくして、そういうような情報も地域から聞かせてもらうことによって、今後のまちづくりも必要でないのかなと思って、家庭菜園の話もしたのであって、それほどシカが、シカには限らないかもしれないですけれども、被害が広まっていることなものですから、こんなこともやっぱり道や国のほうにも声を上げていていただきたいなと思っておりますので。

それと、給食費の無料化、これはこれで市長の思いはわかるのですけれども、先ほどの子ども手当にしたときの負担金が、今児童手当のときに市が負担しているのが1,230万円ほどが、今度は子ども手当が実現すると約3,600万円ですか。これもはっきりはしていませんけれども、これが7,000万円にもなるとなると、果たしてこのことも市長が決めたことといえども、これも考えざるを得ない時代が来るような気もするものですから、こんなことで給食費のことも私は、反対とか賛成でなくして、こんな世の中にもなり得るような想定のこと今回取り上げさせてもらいましたので、この点もよく考慮しながら、みんなが住んで安心・安全なまちづくりに取り組んでいていただきたいと思っておりますので、よろしく今後ともお願いいたします。

以上です。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

次に、2番岩崎議員、登壇質問願います。

( 2 番岩崎龍子氏 登壇 )

2 番 ( 岩崎龍子氏 ) 平成 2 1 年第 4 回定例会におきまして、通告いたしました 2 件について読み上げて質問いたします。

第 1 に、福祉の充実についてであります。

介護保険制度の福祉用具の購入の受領委任払いについてお尋ねします。また、住宅改修についても同じような中身であります。

現在は介護保険制度を利用して福祉用具を購入したり住宅を改修した場合に、代金を支払うときは、法律では原則償還払いとなっています。他市では代金の支払いのとき、自己負担の 1 割だけを負担するだけで済むという受領委任払いを実施している市町村がふえています。三笠市ではどのようになっているのか、また今後についてのどう取り組むのか、お考えをお知らせ願いたいと思います。

今、高齢化率 4 2 % ということで 4 , 5 3 4 人の 6 5 歳以上の高齢化の市民がおりますが、介護認定を受けている方が 7 8 9 人というふうになっております。その中で、貸し付けを利用している人もおりますけれども、福祉用具を買い取っている人たちもいます。そういう利用する人たちのために、ぜひ受領の委任払いの実施を考えていただきたく御質問いたします。

第 2 に、生活環境の整備についてであります。

公営住宅の 3 階建ての階段の手すりの設置状況についてお尋ねいたします。

高齢化が進んでいて住民の生活環境の改善が求められていますが、今、3 階建てのところには全部ではない、一部についての手すりがついております。しかし、全体のついていないわけではありませぬので、住民の方からはついていないところの違いはどうかという質問も聞いております。前に他の議員の方からこのような質問はあったと思います。その後、どのように取り組まれているのか、これからの見通しについてもお答えいただければと思います。今、今後設置の計画についてでありますけれども、人口が減ってきますので、新しい市営住宅もできますので、それなりに全部につけるといいう状況ではないかもしれませんが、入っている方たちの利便性も考えていただいて、高齢化の人たちが今住んでいるところで引き続き最後まで住みたいと思っている人たちの願いをかなえるためにも検討していただきたいと思いますので、御回答のほどよろしくお願いたします。

議長 ( 高橋 守氏 ) 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長 ( 澤上弘一氏 ) それでは、まず私のほうから、介護保険制度にかかわっての福祉用具購入費、それから住宅改修費の償還払いの件についてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず今議員から御質問の中にありましたように、この制度につきましては、介護保険法の中で規定されておまして、償還払いというのは今お話ありましたように、一度 1 0 割支払って、そこから 9 割後で戻ってくるというような制度でございます。経済的な負担といいますが、一時的に高額なものを払うのが大変だということは重々

わかりますので、そういった視点では、この受領委任払いというのも一つの方法なのかなということでは受けとめたところでございまして、御質問いただいた段階で、担当課長のほうに実際どうなのだろうということはすぐお話をいたしました。まず、道内では35市あるうちの23市が既に実施済みということなのですが、私もちょっと疑問がありまして、ではこれ何に基づいてやっているのだろうということを担当課長に問いかけましたところ、その辺がちょっと定かにならなくて、実際導入している市にも何市か、大きなところでは帯広市も含めて聞いてもらったのですが、今の担当されている方の段階では、何に基づいてこの制度をやっているかというのはちょっとわからないという答えばかりでした。それでは、私たちもこれを安易に入れるということになるのかなというちょっと疑問があったものですから、きょうすぐやれるというようなお答えは用意してこなかったのですが、ただ、けさの段階で担当課長のほうから直接国の厚生労働省のほうにも電話を入れて確認してもらったところ、どうもこれは民法の中の委任という条項がございまして、そちらを用いてやっていると。内容をちょっと読ませていただきますと、これ民法第643条なのですが、委任は当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによってその抗力を生ずるというこの条項、これがメインになってやっているというような厚労省の担当の方のお答えだったようです。介護保険法上もできないという、やれるということは私も書いていないということはずぐわかったのですが、できないということを書いていないということ、厚労省のほうではそういう判断をしているということでございます。ただ、民法を適用するのであれば、この介護保険だけではなくて、例えば私の管轄で申し上げますと、国保のほうも関連してくるのかなというようなことも考えました。国保もこれは療養費の関係は、国民健康保険法の中でできないということでも明らかになっているようですが、補装具の関係なんかもありますので、そういったところをちょっとあわせて整理をさせていただいて、お答えを出させていただきたいなと。ちょっとその時間をいただければなというふうに考えております。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、公営住宅の手すりの設置状況についてお答えいたします。

3階建て以上の公営住宅につきましては、岡山、柏町、美園町、幌内、唐松とございまして、さいわい、わかまつ団地のほかに、今年度完成した榊町団地、これを含めまして、全体で50棟ございます。戸数でいきますと、795戸という状況になっております。なお、階段の手すりにつきましては、さいわい、わかまつ、またことし完成した榊町の団地につきましては、建設時に設置しているという状況でありますけれども、それ以外のところにつきましては、平成11年度から設置を実は計画的に進めてきてございまして、現在までに既についている部分が20棟が設置されてございまして、率でいきますと、約40%ということでございます。また、戸数ベースでいきますと約52%ぐらいと、約半分ぐらい

住んでいる方にはついているというような状況でございます。

あと、今後の見通しということでございますけれども、設置費用が1階段当たり約35万円ぐらいという費用がかかりまして、階段の数にもよりますけれども、1棟当たり大体70万円から約100万円ちょっとぐらいという費用がかかる状況でございます。しかしながら、この階段手すりを単独で設置するということになれば、国からの交付金が実は受けられないというふうな状況になっておりまして、今後についてもこれまで同様に、例えば今進めております屋内配水管ですとか、屋上防水工事、これとセットでやることによって、交付金の対象として拾っていただけるということがございますので、今後これらと同じような形で計画的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） ありがとうございます。委任払いの点につきましては、全道的にちょっと資料もいただいた中に、本当に35のうち23市で実施しているということがありまして、三笠も、私も実際に知らなかったのも、利用しないとわからないというのがあります。介護用具も私のうちのところでおばあちゃんは手すりではなくて、立つためのそれは用具、リースで借りたりしておりますので、本当に買い取ってというのでは、御近所でたまたま腰が悪くして買い取るようになってお金を用意しなければならないという話がありまして、金額は余り私聞かなかったのですけれども、入浴のいすとか、それからおふるの中に入れるものとか、そういうものはリースで借りられないので、やっぱり買い取るということになって、そのときお金を用意しなければならないという話がありました。

そんな中で、全道の会議がありましたときに、小樽の議員さんのほうから、それを委任払いにできるという部分もどこかにあるということで取り組みが進んでいるので、地元の市町村で利用者の立場で検討したらというお話もありまして、たまたま地域でもその話がありましたので、きょう質問させていただいたところです。本当に介護度が高くなると、施設に入ってしまうから要らないのですよね。だけれども、私の母も最近来たのですけれども、立って歩けることは歩けるのですけれども、立ちとかおふるとかというのはやっぱり必要なのです。それでも要介護ではなくて要支援ということになって、三笠で言うと要支援から介護3ぐらいまでの人たちも500ぐらいになっていきますので、そういう点で言うとグループホーム入っているとかという方もいらっしゃるのでしょうかけれども、結構在宅で福祉用具が必要な方がふえてきているのではないかと思います。また、これからは私たちも将来的には何かが必要になるという状況にもなってきますし、そういう点で、部長のほうから法律的にも検討してというふうにお話がありましたので、そういう点で検討していただければと思います。やっぱりこの不況の中で、10割用意するというのは、例えば1万円のものを10割で1万円ならそんな負担はないのですけれども、何万円もというふうになると、大変なことになります。1割の負担だというふうになると、利用しよう、買おうかという人たちも安心して使えるのではないかと思いますので、安全・安



心でこのまちで暮らしたいという人たち、本当にそうなのです。なるべく施設に入らないで在宅で、しかも元気に暮らしたいという人たちの思いをやっぱりそこら辺でカバーしていただいて、だれもがちょっと手をかせば生きられるという地域づくりのためにも、ぜひ実現に向けて頑張っていたきたいなというふうに思います。

それと今、部長のほうから国保についてもというお話がありまして、国保のほうも補装具とか、そういうつえとか、そういうものも償還払いになっていますよね。委任払いというふうにはなっていないので、国にも要請していこうというふうに私たちも思っています。それで、そういう意味では法律の解釈、私たち専門ではないからわからないのですけれども、十分知恵と努力でその辺のところも改善していただいて、一人も不自由だということのないようなまちづくりにしていきたいとしますので、その点で努力していただくお約束をしていただければと思います。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） 今、再度御指摘がありましたように、私どもも十分その辺認識して、先ほどちょっとお答えさせていただきましたけれども、介護のほうはそういった国のほうの見解もございますので、速やかにできるものと考えておりますので、国保のほうもあわせながらということでお話を申し上げましたけれども、できるものから速やかに対応させていただきたいとします。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいとします。

それと、住宅のことです。今、細かいこととお話をいただきまして、私がちょっと前に熊谷議員のほうから、岡山の住宅のことで御質問あったと思うのです。何か私になってからですから2年くらい前かなと思うのですけれども、そのときのお話もありましたので、その後の経過でどうなっているのかなということでも質問したところでした。

それで、今おっしゃったように、比率で言うとかなり50%ぐらいの戸数がもうついていくという状況だということでは、あとの50%、あいている住宅もありますから、そういう点では必要なところという、あと50%までいかないのかもしれないのですけれども、不自由になってきたりすると、やっぱり階段が大変なのです。それで、予算の点からいうと、1棟で70万円から100万円ということでしたし、手すりだけの交付金が出ないということもお聞きしましたので、そういう点では唐松なんかはおふるをつけた段階で改善していただいているとしますので、住みやすい住宅づくりという点では、あわせて計画的にやっていただけるようにしていただきたいとします。

それと、例えば2階、3階にいて、今ちょっと不自由だという場合に、住みかえをお願いできるというふうにはできると思うのですけれども、その辺もちょっとお答えいただいて、心配している方にはそのように伝えたいと思うのですけれども、その点についてお知らせください。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 1点目の最初のその階段の手すりの関係なのですけれども、これまで約10年間ぐらいで約半分ぐらいということで、このままでいきますと、大体10年ぐらいかかるのかなという感じはありますけれども、現実に高齢者の方、また障害を持った方が利用されているのに大変苦労されているということもございますので、担当としてはできるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

あともう一点、住みかえの関係なのですが、例えば2階に住まれていて、1階があいているということであれば、入れかえというのは現在行っておりますので、もしそのような方がいらっしゃれば、ぜひ住宅のほうの相談をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） いろいろ要望ばかりだなというふうにいつも思っているのですが、やっぱり市民の声ということではお伝えして、できるところから積極的に頑張ってもらって解決していただきたいと思いますというふうに思っています。

住宅の住みかえについても、突然やっぱり腰が悪くなって動けなくなるとか、歩くの大変という人も出てきますので、そういう点ではあいていけばいいなというふうに今思いました。もし1階があいていなければ、なかなかちょっと難しいのかなと思いつつながら、その点では住宅係と相談しながら、どこがいいのかということもあわせて市民のほうでも遠慮しないで相談するような形でいきたいというふうに思います。

そういうことで、以上、私のほうの質問からでは、いろいろと積極的に前向きに引き受けていただき、努力するというふうにいただきましたので、本当にそのとおり大変なことだと思うのですが、今後とも住民の声を生かして頑張って、職員の皆さんも忙しくて法律調べるのも大変だと思うのです、いろいろありますから。私たちの素人から見てもどれとどれとでというふうに調べること自体も時間がかかることなのでしょうけれども、それも市民の喜んでいただく顔を見て、思い浮かべて頑張っていただきたいと思います。私の質問、以上です。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 今の部分ですけれども、岩崎さんの言われるように、そういう状況なのだけれども、なかなか言ってこれないとか、そういう方おられるのだらうと思います。こういうことは非常に大事なことだと思いますので、少しうちのほうで状況を調べてみます。そういうふうに、例えばできる限り改修の際とかなんとかということで、直していくものは直していく、新しいものを建てる時はそれらをつけると。それから、あと2階、3階に住んでいて1階のほうにおりたいと、何かそういう御希望が強い方々、少しうちのほうで把握させます。その上で、対処の方法を考えてみますので、そんなことでお許しいただければと思います。

2番（岩崎龍子氏） よろしくお願ひします。ありがとうございました。以上です。

議長（高橋 守氏） 以上で、岩崎議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了いたしました。

#### 日程第5 例月出納検査報告について（監報第4号）

議長（高橋 守氏） 日程の5 監報第4号例月出納検査報告についてを議題といたします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みといたします。

#### 日程第6 報告第19号及び報告第20号について

議長（高橋 守氏） 日程の6 報告第19号及び報告第20号についてを一括議題といたします。

本報告については、議会運営委員会及び総合常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第19号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、次に、報告第20号について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第19号及び報告第20号については、報告済みといたします。

#### 日程第7 報告第21号 総合常任委員会行政視察報告について

議長（高橋 守氏） 日程の7 報告第21号総合常任委員会行政視察報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

（総合常任委員会委員長儀惣淳一氏 登壇）

総合常任委員会委員長（儀惣淳一氏） 平成21年総合常任委員会行政視察報告を申し上げます。

第2回定例会で議決をいただきました行政視察について、その調査の経過と結果につい

て御報告いたします。

当委員会が調査いたしました案件は、三重県多気郡多気町「三重県立相可高等学校食物調理科について」、奈良県大和郡山市「まちづくりアイデアサポート事業について」の計2件であります。

これより、順次御報告申し上げます。

最初に、三重県多気郡多気町三重県立相可高等学校について御説明申し上げます。

三重県多気町は、人口1万5,624人、面積は当市の3分の1に当たり、「住民と行政とが協働する足腰の強いまち」を目指し、コミュニティを重視するまちづくりを進めております。その一環として、成功を収めた「三重県立相可高等学校」は、昭和23年に設立され、平成6年、県下に調理師を養成する高校がないことに着目し、家政科を「食物調理科」に学科転換いたしました。

この「食物調理科」は技術力にとどまらず、経営力・商品開発力・コミュニケーション力を育成し、総合的な「食のスペシャリスト」を目指すもので、さらに実践的な研修と接客、コスト管理など授業では学べない部分を多気町と町民の協力を得、クラブ活動として高校生がみずから運営する店舗をオープンさせました。

現在では、その教育方針や地域での活動が高い評価を受け、店舗も大型化し、地域活性化に大いに役立つこととなりました。

かつて、多気町も当市と同様、過疎化・高齢化に苦しみ、長い年月をかけ試行錯誤の末、まちづくりの第一歩として成功を収めました。その要因は「県と町との共通の理解」「議会の理解」「町民の協力」が柱となっており、どれが欠けてもなし得なかった公民折衷の上に成り立った政策と推察いたしました。

また、活性化を進める当市にとりまして、先駆的な事業であり、未来に向けた方向を定める上で大きな意義を持った視察でありました。

次に、奈良県大和郡山市「まちづくりアイデアサポート事業について」御説明申し上げます。

大和郡山市は、縄文時代、集落として誕生以来、大和における経済、文化の中心地として栄え、昭和28年、4村と合併し、「大和郡山市」が誕生いたしました。

平成16年には、市制施行50周年を迎え、「元気城下町」を合い言葉にまちづくりを進めており、特に特産の金魚を生かした行事や「まちづくりアイデアサポート事業」などは市民が自主的なアイデアに基づいて主体的に参画し、地域に根差したコミュニティをつくり出しています。

この事業は、平成18年に施行され、市民がみずからのアイデアで自主的にまちづくり活動を行っている団体を行政が支援するというものです。また、その選定についても、市民で構成する「市民公募委員」で行い、「市民審査委員」によって選任するといった団体の選定から活動及び活動報告に至るまで、すべて市民が主体的に取り組んでおります。

認定された団体には、1年間の活動費として、一律30万円の補助金が支給され、規定

はあるものの市の干渉はなく、それぞれの特長を生かして、伸び伸びと事業に当たっております。また、毎年度ごとの申請であることから、常に新たな活性化策を盛り込んだ事業が多く、現在ではまちづくりのアイデアに事欠かない状態にあり、これがこの事業の最大の目的であると同時に、成果であったと行政側は評価していました。

なお、今回の行政視察は全委員で調査を行っており、内容の詳細につきましては、御配付のとおりでありますので、省略させていただきます。

以上、三笠市議会基本条例第11条第4項に基づき、平成21年度総合常任委員会行政視察について御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号総合常任委員会行政視察報告については、報告済みといたします。

#### 日程第8 報告第22号 まちづくり活性化調査特別委員会 報告について

議長（高橋 守氏） 日程の8 報告第22号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

齊藤委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長齊藤 且氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（齊藤 且氏） 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成21年第3回定例会で報告した以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、平成21年第3回定例会以降、10月13日、11月16日の2回開催いたしました。

10月13日開催の委員会では、「三笠観光事業株式会社の経営状況と今後の運営方針について」調査を行いました。

主な調査内容としまして、1、経営状況について、2、今後の運営方針について、3、三笠観光事業株式会社の経営資金貸付金について調査し、行政から資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、調査を終了しました。

続いて、11月16日開催の委員会では、「市立三笠総合病院の状況について」提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容としまして、1、第2四半期の執行状況について、2、第2四半期の診療科別収入の状況について、3、予算計上済みの改革プラン対策の取り組み状況について、4、予算未計上の改革プラン対策の取り組み状況について、5、経営改善に係る実施見込額の合計について、6、常勤医師の状況について調査し、行政から資料説明を受けた後、各委員からの質疑と答弁があり、調査を終了しました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第22号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みといたします。

#### 日程第9 認定第1号から認定第9号までについて（委報第4号）

議長（高橋 守氏） 日程の9 委報第4号認定第1号から認定第9号までについてを一括議題といたします。

本件は、9月25日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会佐藤委員長、登壇報告願います。

（決算特別委員会委員長佐藤孝治氏 登壇）

決算特別委員会委員長（佐藤孝治氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、「認定第1号から認定第9号まで」の決算認定9件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきたいと思っております。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

それでは、報告いたします。

「認定第1号平成20年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」「認定第2号平成20年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第3号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第4号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第5号平成20年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第6号平成20年度三

笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第7号平成20年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第8号平成20年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」「認定第9号平成20年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」は、特段の討論もなく、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 認定第1号から認定第9号までについて一括して質疑を受けますが、質疑ないようですから質疑を終了させていただきます。

これより、討論に入ります。

初めに、認定第1号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成20年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第2号平成20年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第3号平成20年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第4号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第5号平成20年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第6号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第7号平成20年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第8号平成20年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、認定第9号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第9号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第9号平成20年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### 日程第10 議案第77号から議案第81号までについて

議長（高橋 守氏） 続きまして、日程の10 議案第77号から議案第81号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第77号三笠市下水道事業設置等条例の制定から議案第81号三笠市水洗便所等改造補助金条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

本市における公共下水道事業は、地方財政法に基づく特別会計を設置し実施しておりますが、平成22年度から地方公営企業法を適用した企業会計への移行に向けて、現在準備を進めているところであります。

今回の制定は、企業会計への移行に当たり、会計の根拠となる法律が変わることから、

現行の規定を廃止し、改めて本市の下水道事業の設置等について、必要な事項を規定するものであります。

最初に、議案第 77 号三笠市下水道事業設置等条例の制定についてであります。制定の内容は、本市における下水道事業の設置のほか、地方公営企業法の財務規定の適用、重要な資産の取得及び処分、会計事務の処理などの経営の骨格を規定するものであります。

また、下水道事業会計の設置に伴い、三笠市特別会計条例及び三笠市職員定数条例の一部を改正するとともに、下水道事業促進化基金を現金として引き継ぐことから、三笠市下水道事業促進化基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第 78 号三笠市下水道条例の制定についてであります。制定の理由は、三笠市下水道条例ほか 3 条例について、地方財政法から地方公営企業法を根拠にした条例とするものであり、現行の規定を踏まえた内容とするものであります。

制定の内容は、公共下水道の使用に関する条件及び手続、また使用料など下水道の管理及び使用に関し、必要な事項を規定するものであります。

次に、議案第 79 号下水道事業受益者負担金条例の制定についてであります。制定の理由は、同じく地方公営企業法を根拠法令とするものであり、制定の内容は、受益者及び賦課対象区域、負担金の納入等に関し、必要な事項を規定するものであります。

次に、議案第 80 号三笠市水洗便所等改造資金条例の制定についてであります。制定の理由は、同じく地方公営企業法を根拠法令とするものであり、制定の内容は、自己資金で水洗便所に改造することが困難な方に対して、必要な資金を貸し付けることに関し、必要な事項を規定するものであります。

最後に、議案第 81 号三笠市水洗便所等改造補助金条例の制定についてであります。制定の理由は、同じく地方公営企業法を根拠法令とするものであり、制定の内容は、一定期間内に自己資金で水洗便所に改造した方に対して、補助金を交付することに関し、必要な事項を規定するものであります。

施行期日は、いずれも平成 22 年 4 月 1 日であります。

以上、議案第 77 号から議案第 81 号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、議案第 77 号から議案第 81 号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 77 号から議案第 81 号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

日程第 11 議案第 82 号から議案第 84 号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の 1 1 議案第 8 2 号から議案第 8 4 までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 8 2 号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定から、議案第 8 4 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 8 2 号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、三笠高等学校再生の対策を講じるため、教育委員会事務局に主幹を配置することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、教育委員会事務局の職員定数を 1 人増の 1 6 人とし、市長事務部局の職員のうち一般部局に属する職員定数を 1 人減の 9 5 人とするものであります。

施行期日は、平成 2 2 年 1 月 1 日でありますが、改正後の規定は平成 2 1 年 1 0 月 1 日から適用するものであります。

次に、議案第 8 3 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、附則に規定している保険料の賦課の特例を本則に移行して規定するとともに、上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例及び特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設について追加を行うものであります。

施行期日は、上場株式等の配当所得の申告分離課税及び損益通算の特例分は平成 2 2 年 1 月 1 日、特別控除の創設分は平成 2 2 年 4 月 1 日であります。

最後に、議案第 8 4 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、市営住宅から暴力団員を排除するとともに市営住宅の除却による規定の整理を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、市営住宅から暴力団員を排除するため、入居申し込み、同居、継承時等において警察署長の意見聴取を行い、暴力団員であることが判明した場合には承認しないなどの規定を追加するとともに、除却による堤町団地、東清住町団地及び栄町団地の戸数等の整理を行うものであります。

施行期日は、平成 2 2 年 1 月 1 日であります。

以上、議案第 8 2 号から議案第 8 4 号まで、一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、議案第 8 2 号から議案第 8 4 号までについて、一括質

疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第84号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

#### 日程第12 議案第85号及び議案第86号について

議長(高橋 守氏) 日程の12 議案第85号及び議案第86号について、一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第85号北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議について及び議案第86号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議について、一括して提案説明申し上げます。

今回の提案は、上湧別町と湧別町が平成21年10月5日に合併し、両町を廃止して、新たに湧別町が設置されたことに伴い、本市が加入する北海道市町村備荒資金組合及び北海道後期高齢者医療広域連合において組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、地方自治法第286条第1項及び第291条の3第1項の規定により組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断いたし、同法第290条及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第85号及び議案第86号について、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) これより、議案第85号及び議案第86号について、一括質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第85号及び議案第86号については、総合常任委員会に付託いたします。

#### 日程第13 議案第87号 指定管理者の指定について

議長(高橋 守氏) 日程の13 議案第87号指定管理者の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第87号指定管理者の指定について、提案説明申し上げます。

今回の指定は、当市の公の施設のうち、現在指定管理者が管理を行っている施設について、引き続き同制度による管理を行うため、指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の指定に当たっては、公の施設指定管理者選定委員会において、各施設の選定基準による審査項目により団体を評価し、候補者の選定を行ったところであります。

まず、三笠市デイサービスセンター、三笠市養護老人ホーム及び三笠市特別養護老人ホーム等の社会福祉施設は、現在の指定管理者である三笠市社会福祉事業団を選定したものであります。

次に、三笠鉄道村につきましては、現在の指定管理者である三笠振興開発株式会社を選定したものであります。

次に、ファミリーランドみかさ遊園、三笠市桂沢山の家及び三笠市スキーリフトにつきましては、現在三笠鉄道村の指定管理者であり、観光サービスのノウハウを持っている三笠振興開発株式会社を選定したものであります。

最後に、三笠市市営住宅集会所につきましては、現在の指定管理者である榊町集会室運営委員会のほか五つの運営委員会を選定したものであります。

指定期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までであります。

これら指定管理者選定委員会の結果を踏まえ、以上16施設の指定管理者をそれぞれ指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) これより、議案第87号の質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、総合常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議案第88号から議案第94号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の14 議案第88号から議案第94号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第88号平成21年度三笠市一般会計補正予算(第4回)から議案第94号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第88号平成21年度三笠市一般会計補正予算(第4回)についてですが、今回の補正は、既定予算額87億6,700万7,000円に、4,160万9,000円を追加し、予算の総額を88億861万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、公的年金の裁定などによる市道民税の更正に伴う過誤納還付金を増額措置するとともに、地域再生チャレンジ交付金の採択によって発生する一般財源を備荒資金組合へ超過納付するほか、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと、指定寄附による目的基金への積み立てを措置するものであります。

民生費では、生活保護の母子加算に伴う生活保護管理システム改修費に必要な費用を措置するものであります。

衛生費では、国の新型インフルエンザワクチン接種の基本方針に基づき、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対するワクチン接種の助成費用を措置するとともに、異常発生が続いているマイマイガの飛来防止を図るため、国が創設した地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度を活用し、街路灯の照明をナトリウム灯に交換整備するものであります。

商工費では、土地開発公社の健全化方針による用地取得として、三笠鉄道村駐車場敷地取得費を措置するものであります。

消防費では、緊急地震速報や弾道ミサイル発射情報を瞬時に市民に伝達できる全国瞬時警報システムを国の制度により導入するものであります。

教育費では、北海道教育大学自然体験学習研究施設オープン式典に係る事業の予算整理を行うほか、岡山のパークゴルフ場の開設期間延長に伴い、不足する経費を措置するものであります。

職員費では、人事異動及び大幅な共済掛け率の変更に伴い、増額措置するものであります。

また、各款にわたり、事業費等の執行に伴う予算整理をするものであります。

一方、歳入については、新たな事業にかかわる財源のほか、事業費整理に伴う市債などを予算整理し、歳出関連の特定財源554万6,000円を減額するほか、不足する一般財源については、普通交付税の増額決定分の一部を調整計上するものであります。

継続費の補正については、榊町団地建替事業費の執行に伴う整理を行うものであります。

繰越明許費の補正については、消防費の全国瞬時警報システム整備事業について、関連

設備備品の納入が来年度になる見込みであるため措置するものであります。

債務負担行為の補正については、平成18年度から指定管理者制度を導入した養護老人ホームやスキーリフトなどのほか5施設について今後も継続して指定管理を実施するほか、イベント委託費について、円滑な運営ができるよう早期に取り組む必要があることから追加するものであります。

地方債の補正については、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第89号平成21年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、歳入歳出既定予算額に変更はなく、19億4,895万2,000円であります。

歳出についても変更はなく、歳入について、平成20年度の一般会計繰入金の精算に伴い、790万1,000円の不足が生じたため、この減額見合い分を国民健康保険基金から取り崩すものであります。

次に、議案第90号平成21年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額14億9,375万8,000円に1,210万2,000円を追加し、予算の総額を15億586万円とするものであります。

まず、歳出であります。保険給付費はこれまでの実績と今後の推計をもとに精査した結果、高額介護サービス及び地域密着型介護サービスの利用者の増加等が見込まれることから、1,127万6,000円を増額するものであります。

一方、歳入については、第1号被保険者の所得段階区分の人員の変更に伴い、介護保険料を330万円減額するものであります。また、保険給付費の特定財源として、支払基金交付金や国・道支出金など935万円を増額するとともに、不足する財源は、介護給付費準備基金から527万4,000円を繰り入れし対応するものであります。

次に、議案第91号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額12億7,186万1,000円から2,844万1,000円を減額し、予算の総額を12億4,342万円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費については、人件費全般の予算整理を、そのほかの経費についても予算整理と目的をして措置するものであります。

一方、歳入であります。繰入金は一般会計繰り入れ分及び基金繰り入れ分を歳入調整等として措置するとともに、諸収入及び市債についても、予算整理等に伴い措置するものであります。

債務負担行為については、三笠浄化センター等の維持管理業務を、民間の創意工夫を活用した効率的な維持管理を行うことを目的に、包括的民間委託の導入を取り入れるものであります。

地方債については、歳入補正にかかわる限度額の整理を行うものであります。

次に、議案第92号平成21年度三笠市育英特別会計補正予算（第2回）についてであ

りますが、今回の補正は、既定予算額432万2,000円に53万7,000円を追加し、予算の総額を485万9,000円とするものであります。

補正の内容は、貸付金収入の繰上償還の発生に伴う収入増による基金積立金の増額補正として、歳入歳出それぞれ53万7,000円を増額措置するものであります。

次に、議案第93号平成21年度三笠市水道事業会計補正予算(第2回)についてであります。まず収益的収入支出における収益的収入については、業務用使用水量の減少により、給水収益を1,319万8,000円減額するものであり、収益的収入の総額を3億4,445万3,000円とするものであります。

一方、収益的支出であります。配水及び給水費20万円、業務費30万円、総係費55万円、人事異動に伴う職員給与費851万2,000円、支払利息151万円、消費税35万5,000円を予算整理によりそれぞれ減額し、収益的支出の総額を3億2,097万1,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は2,348万2,000円の利益になる予定であります。

また、資本的収入支出における資本的支出については、入札執行により、建設改良費全般で828万円の減額整理等を措置するものであり、資本的支出の総額を3億6,749万4,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億6,239万4,000円となり、これに伴う補てん財源として当年度消費税資本的収支調整額706万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,532万7,000円で補てんするものであります。

次に、企業債については、歳入補正にかかわる限度額の整理を行うものであります。

最後に、議案第94号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)についてであります。補正の内容は、医療事故に関する解決金の追加と国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用して購入した一般用機械器具に関する予算整理であります。

まず、収益的収入支出については、平成14年に発生した医療事故に関して、示談解決金として1,560万円を措置し、財源は医療賠償保険により対応するものであります。

この結果、収益的収入支出の差し引きでは、現計予算と同額の2,341万5,000円の利益が生ずる見込みであります。

また、資本的収入支出における資本的支出については、一般用機械器具の入札結果に伴い2,350万1,000円を減額するとともに、資本的収入においても、当事業の財源である交付金分の一般会計負担金について同額を減額するものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は、現計予算と同額の3億7,022万5,000円の資金不足となる見込みであります。

以上、議案第88号から議案第94号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。



議長（高橋 守氏） これより、議案第 88 号から議案第 94 号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 88 号から議案第 94 号までについては、総合常任委員会へ付託いたします。

日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋 守氏） 日程の 15 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員加勢道男氏の平成 22 年 3 月 31 日付任期満了に伴い、その後任候補者として、新たに細川良昭氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

細川良昭氏は、昭和 20 年 1 月 8 日生まれで 64 歳、住所は、三笠市宮本町 480 番地の 39 であります。

同氏は、昭和 39 年 4 月から平成 17 年 3 月まで三笠市職員として、平成 20 年 6 月から三笠振興開発株式会社代表取締役役に就任され、現在に至っております。

人格、識見等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、よろしく御答申くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定いたしました。

日程第16 意見書案第11号 幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書

議長(高橋 守氏) 日程の16 意見書案第11号幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書を議題といたします。

本案については、岩崎議員のほか5名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

(9番谷津邦夫氏 登壇)

9番(谷津邦夫氏) ただいま上程されました意見書案第11号幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書を朗読をもって提案にかえます。

国土交通省の直轄ダム事業見直しにより、幾春別川総合開発事業について来年度以降、事業の継続が不安視されている現状にあります。

本事業は、昭和60年度にダム建設のための調査を行い、平成2年度から建設事業に着手、現在、新桂沢ダムについては平成27年度の完成に向け、取水・放流設備工事が引き続き進められています。

ダムの完成により、洪水調節のための容量は、現桂沢ダムの約4倍となることから、幾春別川流域の治水安全度が大幅に向上、さらに水道用水、かんがい用水、工業用水、発電にかかわる安定した水量の確保など、将来にわたりより一層、市民の安全・安心を守るために必要不可欠なものであります。

よって、引き続き国の責任において幾春別川総合開発事業の早期完成を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月14日。

北海道三笠市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣。

よろしく御採択をお願いいたします。

議長(高橋 守氏) お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第11号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第11号幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

#### 休 会 の 議 決

議長(高橋 守氏) 続いて、休会についてお諮りいたします。

議事の都合により、明日12月15日から12月20日まで6日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

12月15日から12月20日まで、6日間休会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

#### 散 会 宣 告

議長(高橋 守氏) これをもちまして散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員